

文京区教育センター紀要

(第 49 号)



平成 26 年度

文京区教育センター

あ い さ つ

本年4月に湯島四丁目（旧総合体育館跡地）に新たな教育センターが開設いたしました。

教育センターでは、従来のセンター業務に加え、教育相談と福祉センターで行ってまいりました子どもの発達相談とを一元化した総合相談事業や児童発達支援事業、放課後等デイサービスの実施により、乳幼児期から学齢期までの切れ目のないサービスの提供を行っております。また、区内初の中高生向け施設“b-lab（青少年プラザ）”を併設し、建物全体として、“子どもたちの健やかな育ちを支える拠点”と位置づけております。さらには、タブレットや電子黒板、大判プリンタを備えたICT研修室や教員の研究活動を支援する教育資料室や、資料検索システムを整備するなど、学校支援センター機能の強化も図っております。

今後、施設内及び学校、子ども家庭支援センターなどの関係機関、区内大学などの教育資源等との連携を強化し、個々のニーズに合わせた教育及び福祉のサービスを充実してまいりたいと考えております。

本センターの開設に当たりまして2年にも及びました建設工事に、ご理解ご協力を賜りました竜岡会をはじめとした近隣住民の皆様、ご尽力をいただきました工事関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、今後、地域に愛される施設となるよう努力してまいりますので、引き続きのご支援、ご指導を賜りたくお願い申し上げます。

本紀要は、旧センターで行っていた事業となっておりますが、各機関での教育研究、教育実践、教員研修等の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、教育センター事業を実施するに当たり、多大なる御協力をいただきました関係者の皆様感謝申し上げますとともに、皆様の忌憚のないご意見、ご助言を当センターにお寄せくださいますようお願い申し上げます。

平成27年7月

文京区教育センター

所長 宇民 清

目 次

第1章	概要	
1	設置の目的	1
2	基本方針	1
3	沿革	1
4	組織・職員	3
5	予算	5
6	施設の概要	6
7	施設利用状況	7
第2章	教員研修	
1	概要	8
2	実施状況	8
第3章	教職員 I C T 研修	
1	概要	16
2	実施状況	16
第4章	教育資料室・教科書センター運営	
1	概要	18
2	実施状況	18
第5章	総合教育相談事業	
1	概要	20
2	教育相談室	21
3	スクールカウンセラーの配置及び派遣	26
4	適応指導教室（ふれあい学級）	29
5	スクールソーシャルワーカーの派遣	29
6	巡回相談員の派遣	30
7	巡回相談員（育成室等）派遣事業	30
8	学校と家庭の連携推進事業	31
9	不登校対応チーム	31

第6章	特別支援教育連携協議会	
1	概要	34
2	特別支援教育連携協議会の開催	34
3	専門家チームの派遣	35
第7章	自然科学教育事業	
1	学校及び教員の支援事業	36
2	児童生徒等を対象とした科学事業	37
第8章	情報科学教育事業	
1	概要	42
2	学校及び教員の支援事業	42
2	実施状況	42
第9章	地域・大学連携協働デスク事業	
1	概要	44
第10章	小・中学校連合行事事業	
1	概要	45
2	実施状況	45
第11章	その他の事業	
1	協定事業	47
資料		
	文京区教育センター条例	48
	文京区教育センター条例施行規則	52
	文京区教育センター処務規則	60
	文京区教育センター総合教育相談事業運営要綱	65
	学校と家庭の連携推進事業実施要領	68
	文京区スクールソーシャルワーカー運営要領	69
	文京区特別支援教育連携協議会設置要綱	70
	文京区適応指導教室運営要領	74
	文京区教育センター科学教育事業実施要領	77
	文京区教育センター運営委員会要領	79

第1章 概要

1 設置の目的

文京区における教育の充実・振興を図る。

2 基本方針

- ・教職員・児童・生徒を対象として、活用できるものであること。
- ・教育現場に密着したもので、常に学校側から積極的に活用されるものであること。
- ・センター全体をとおして、区としての特色を発揮できるものであること。

3 沿革

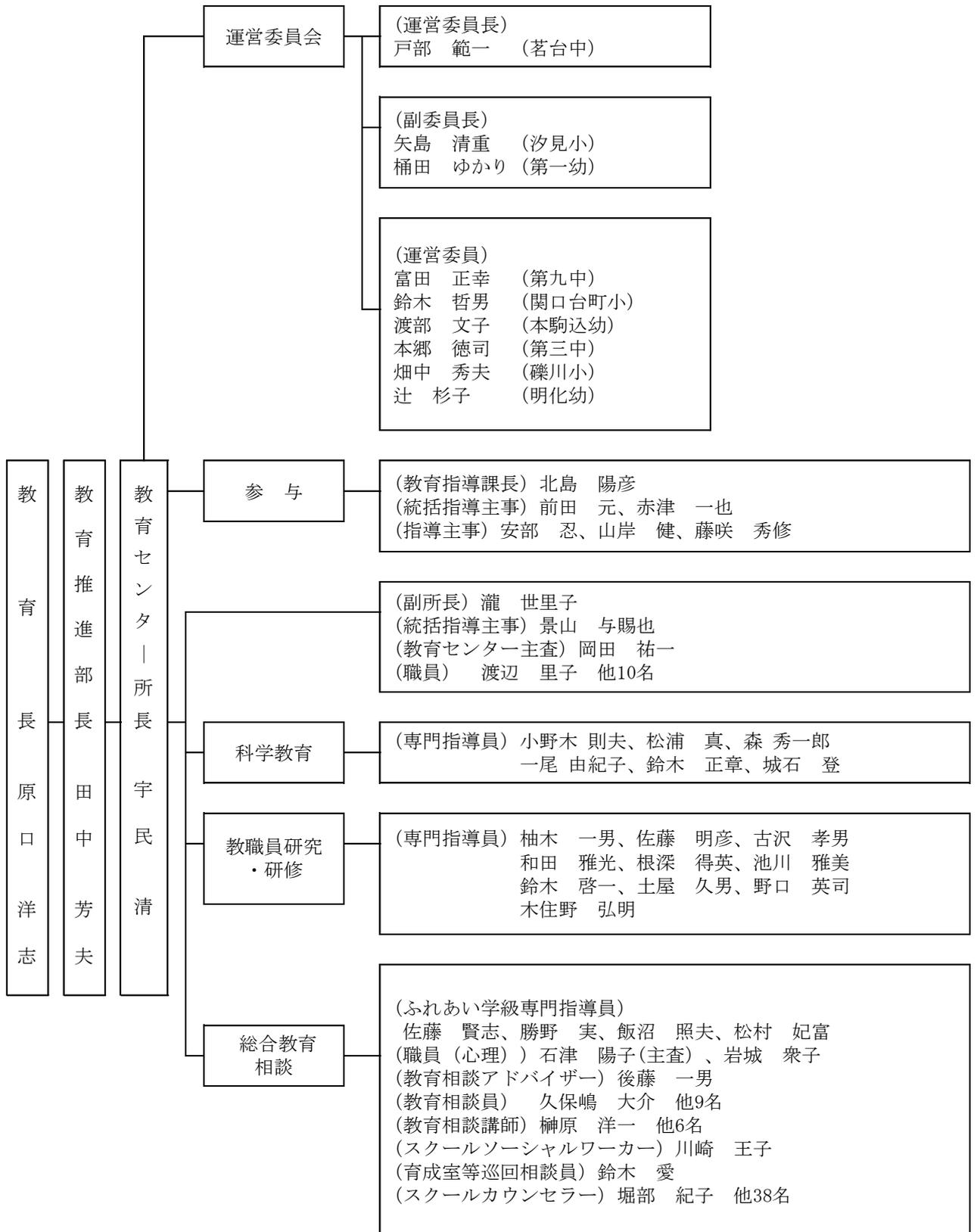
- 昭和 29 年 4 月 1 日 文京区小学校教育研究会児童研究部が教育相談開始
- 6 月 1 日 文京区教育研究所をあおば学園（旧礪川小学校舎）内に開設
- 昭和 31 年 4 月 1 日 教育相談部、特殊教育部の二部制を採用
- 昭和 32 年 6 月 1 日 研究調査部を加え、三部制をとる
- 昭和 33 年 4 月 1 日 教育研究所に運営委員会を設置
- 文京区小学校科学教育センターを窪町小学校、千駄木小学校に設置
- 文京区中学校科学教育センターを第四中学校に設置
- 昭和 36 年 2 月 1 日 教育研究所を汐見小学校内に移転
- 機構を庶務部、研究調査部、教育相談部の三部制に改組
- 昭和 38 年 12 月 文京区教育センター設置の方針決定
- 昭和 39 年 2 月 8 日 教育研究所を元町小学校内に移転
- 3 月 30 日 教育センター設置調査研究委員会発足
- 昭和 40 年 8 月 4 日 教育センター建設工事着工
- 昭和 41 年 4 月 1 日 教育センター準備室設置
- 4 月 28 日 教育センター設立調査研究委員会を教育センター準備委員会に改組
- 10 月 7 日 区議会において文京区教育センター設置条例可決
- 10 月 11 日 教育委員会において文京区教育センターの管理運営に関する規則
文京区教育センター処務規則制定
- 10 月 12 日 教育センター落成
- 10 月 15 日 教育センター開所
- 科学教育センター、教育研究所を移転、統合
- 科学教育部、調査研究部、資料部、教育相談部の四部制で活動開始
- 昭和 42 年 1 月 23 日 小・中学校理科移動教室開始
- 昭和 44 年 10 月 17 日 中学校技術科移動教室開始
- 昭和 46 年 2 月 14 日 プラネタリウム新設工事着工
- 7 月 19 日 プラネタリウム竣工
- 10 月 1 日 プラネタリウム移動教室開始
- 昭和 48 年 9 月 17 日 隣地 731.3 m²をセンター用地として取得
- 昭和 51 年 7 月 14 日 幼児教育部設置、五部制
- 昭和 53 年 6 月 1 日 文京区教育史編纂室開設、五部一室制
- 「文京区教育史」編纂事務開始
- 昭和 54 年 3 月 23 日 教育センター増築工事着工

- 昭和 55 年 3 月 31 日 教育センター増築工事竣工
 4 月 25 日 音楽教育部、教育機器研究部、教育資料室（資料部廃止）設置
 六部二室制
 5 月 15 日 教育センター別館開所
 6 月 25 日 電話教育相談室開設
 9 月 1 日 音楽移動教室開始
- 昭和 58 年 3 月 31 日 「文京区教育史」刊行、文京区教育史編纂室閉室
- 昭和 62 年 5 月 1 日 視聴覚室一般開放開始（社会教育関係団体）
- 昭和 63 年 3 月 31 日 中学校理科移動教室閉室
- 平成 2 年 2 月 28 日 中学校技術科移動教室閉室
 10 月 23 日 コンピュータ教室開室
- 平成 4 年 10 月 1 日 研修室一般開放開始（社会教育関係団体）
- 平成 7 年 1 月 4 日 いじめ電話相談開設
- 平成 8 年 4 月 15 日 子育てひろば・西片開設（旧西片幼稚園）
- 平成 9 年 4 月 1 日 文京区教育センター設置条例を全面改正
 （「文京区教育センター条例」とし関係規則を改正）
 研修室一般開放開始（区内在住個人または団体）
- 平成 10 年 4 月 1 日 旧西片幼稚園を教育センター分室として引継
- 平成 11 年 9 月 13 日 子育てひろば・西片を柳町幼稚園に一時移転（12 年 6 月まで）
- 平成 12 年 5 月 8 日 子育てひろば・汐見開設（旧汐見幼稚園）
- 平成 13 年 4 月 1 日 視聴覚室一般開放開始（区内在住個人または団体）
- 平成 14 年 3 月 31 日 小学校理科・プラネタリウム・音楽移動教室閉室
 4 月 1 日 教育センター運営組織改正（部・室制廃止）、総合教育相談室設置
- 平成 17 年 3 月 8 日 文京区教育センター条例一部改正
- 平成 18 年 4 月 1 日 子育てひろば西片・子育てひろば汐見を子育て支援課に移管
- 平成 19 年 3 月 1 日 文京区教育センター条例全部改正
 3 月 31 日 研修室、視聴覚室の一般開放終了
 5 月 18 日 春日一丁目 9 番 21 号（旧小石川保健サービスセンター）へ移転
- 平成 23 年 3 月 文京区教育センター等建物基本プラン策定
 4 月 総合教育相談事業、子ども科学カレッジ開始
- 平成 24 年 7 月 7 日 東大総合博物館がやってきた「火星-ウソカラデタマコト-」展開催
 9 月 2 日 文京区教育センター（(仮称) 青少年プラザ併設）建設工事着工
- 平成 26 年 12 月 11 日 教育センター条例全部改正
- 平成 27 年 2 月 27 日 教育センター建設工事竣工
 3 月 21 日 湯島四丁目 7 番 10 号へ移転
 3 月 31 日 現在に至る

4 組織・職員
 (1) 運営組織

平成26年度 文京区教育センター運営組織表

平成27年3月31日現在



(2) 職員

所長 宇民 清
副所長 瀧 世里子
統括指導主事 景山 与賜也
主査 石津 陽子 岡田 祐一
職員 渡辺 里子 岩城 衆子 五野上 洋子 中村 卓男
白井 秀輝 後藤 祥子 落合 稔 山下 路子
長尾 千穂 中道 直子 樋口 三奈 田中 絵美
専門指導員・相談員
(科学教育；理科)
小野木 則夫 松浦 真 森 秀一郎 一尾 由紀子
鈴木 正章 城石 登
(教職員研究・研修)
<教員研修・教育資料室・教科書センター>
柚木 一男 佐藤 明彦 古沢 孝男 和田 雅光
根深 得英 池川 雅美
<教育相談アドバイザー>
後藤 一男
<ICT研修>
鈴木 啓一 土屋 久男 野口 英司 木住野 弘明
(総合教育相談)
<教育相談室>
・教育相談員
久保嶋 大介 足立 宏子 戸高 由利子 寺島 ひろ子
宮下 法子 酒井 智子 藤原 光太郎 遠藤 可奈
高野 菜穂 福岡 仁美
・スクールソーシャルワーカー
川崎 王子
・育成室巡回相談員
鈴木 愛
・教育相談専門講師(小児科)
榊原 洋一
・教育相談専門講師(心理学)
奥村 茉莉子 糸井 岳史 高野 久美子
・教育相談専門講師(精神科)
中村 伸一 奥寺 嵩 成重 竜一郎
<ふれあい学級>
佐藤 賢志 勝野 実 飯沼 照夫 松村 妃富
<スクールカウンセラー(区)>
堀部 紀子 名井 麻実 栗村 心 萱沼 悦子 岩渕 匡彦
遠山 通子 富田 千代 福井 達雄 工藤 明人 仲村 亜津沙
殿川 佳子 二之宮 由美子 結城 賢一
<スクールカウンセラー(都)>
吉武 洋平 柴田 容子 野村 嘉之 保谷 直晴 島 吉孝
林田 博和 竹内 宏樹 佐藤 文彦 寺島 ひろ子 小坂 祐子
小泉 裕美 袴田 彩 森 春菜 山本 久子 萱沼 悦子
吉成 純子 茂木 優一郎 稲村 加奈子 八木 千賀子 横須賀 直子
多田 登喜代 増永 郁子 小野 希代子 齊藤 洋美 富田 沙知子
江村 候子

5 予算

(単位：千円)

事業別	26年度	25年度	増減	説明
科学教育事業	22,353	16,711	5,642	自然科学教育事業、情報科学教育事業、移動博物館展示
教職員研究・研修事業	3,493	4,995	△1,502	教員研修、教職員コンピュータ研修、教科書センター運営
教育資料整備事業	6,511	14,900	△8,389	教育資料室資料データベース化委託、システム機器賃貸借等
教育相談事業	36,743	36,461	282	面接相談・電話相談・いじめ電話相談等の教育相談事業
教育センター建て替え関係経費	1,486,015	895,505	590,510	既存建物取壊し工事、教育センター建設工事、埋蔵文化財調査委託等
施設維持管理費	25,409	24,862	547	各種設備保守、警備・総合管理委託経費、光熱水費及び子育てひろば（ふれあい学級含む）維持管理
運営事務費	1,853	3,255	△1,402	教育センター運営事務費
協働デスク事業	531	0	531	「地域・大学連携協働デスク」の運営
小学校連合行事	5,345	5,463	△118	演劇鑑賞教室、音楽鑑賞教室、陸上記録会、連合音楽会、都行事参加
中学校連合行事	6,444	6,218	226	演劇鑑賞教室、音楽鑑賞教室、連合音楽会、総合体育大会、都行事参加
中学校東京駅伝大会		885	△885	教育指導課へ移管
言語聴覚士等派遣事業	1,577	2,072	△495	言語聴覚士、作業療法士等派遣謝礼
特別支援教育連携協議会	504	589	△85	特別支援教育連携協議会委員謝礼、専門家チーム派遣謝礼等 (学校教育相談室等から事業分割)
学校と家庭の連携推進事業	4,032	4,104	△72	家庭と子供の支援員派遣
学校教育相談室等運営	72,455	74,716	△2,261	スクールカウンセラー派遣、ふれあい学級運営、スクールソーシャルワーカー派遣
計	1,673,265	1,090,736	582,529	

6 施設の概要

(1) 所在地：文京区春日一丁目9番21号

(2) 敷地面積： 2,131.47 m² 建物面積： 2,166.80 m²

	本館	別館	計
建築面積	682.61 m ²	289.73 m ²	972.34 m ²
延床面積	1,260.21 m ²	906.59 m ²	2,166.80 m ²

(3) 各階面積表

	本館	別館	摘要
1階	614.20 m ²	252.32 m ²	別館に人荷用エレベーター 定員6人積載 450kg 1基
2階	631.72 m ²	282.97 m ²	
3階		282.97 m ²	
4階		88.32 m ²	
屋上階	14.29 m ²		
計	1,260.21 m ²	906.59 m ² (端数処理)	2,166.80 m ²

(4) 施設概要

		室名	内容
本館	1階	面接室1～3	教育相談の面接相談
		プレイルーム1～5	遊戯療法等
		検査室	発達検査等
		スタッフルーム	教育相談事務室・電話教育相談・いじめ相談・スクールソーシャルワーカー事務室
	2階	事務室	職員事務室
		教科書センター	教科書展示・教育資料室
研修室		教員研修等	
別館	1階	多目的教室	移動博物館等
		科学担当職員室	科学担当事務室
	2階	科学教室2	科学教室等
		化学・生物準備室	科学教室の準備等
	3階	科学教室1	科学教室等
		物理・地学準備室	科学教室の準備等

7 施設利用状況

(1) 利用者別

単位：人

区分 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開所日数	25日	24日	26日	27日	26日	24日	26日	23日	23日	23日	23日	26日	296日
一般	217	313	322	552	604	275	244	264	147	187	184	21	3,330
中学生	110	101	88	118	87	115	120	101	129	112	143	47	1,271
小学生	410	450	737	672	506	595	699	618	477	606	371	152	6,293
幼稚園児以下	33	15	51	57	47	35	52	26	57	27	46	19	465
合計	770	879	1,198	1,399	1,244	1,020	1,115	1,009	810	932	744	239	11,359
1日平均	30.8	36.6	46.1	51.8	47.8	42.5	42.9	43.9	35.2	40.5	32.3	9.2	38.4

(2) 事業別

単位：人

区分 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
研究・研修	2回	5回	9回	6回	6回	7回	7回	5回	3回	7回	0回	0回	57回
	32	140	92	347	406	156	92	129	18	39	126	0	1,577
科学事業	2回	2回	2回	2回	4回	2回	2回	2回	2回	2回	0回	0回	22回
	327	279	558	472	441	404	494	429	296	338	0	0	4,038
教育相談	404	457	487	569	393	458	527	448	496	552	616	238	5,645
その他 (教科書センター等)	7	3	61	11	4	2	2	3	0	3	2	1	99
合計	770	879	1,198	1,399	1,244	1,020	1,115	1,009	810	932	744	239	11,359

* 研究・研修・科学事業の2月・3月は、移転準備のため実施せず。

第2章 教職員研修

1 概要

教育センターが教職員研修事業（教員研修）の一部を平成15年度より担当している。

この教職員研修の目的は、区立幼稚園・小学校・中学校の教職員としての資質・能力の向上を図ることであり、講義や演習、授業研究を重視し、より深い知識を得て指導力を身に付けることができるように、教員研修担当専門指導員が教育指導課と連携して運営に当たっている。

2 実施状況

(1) 教育アドバイザー事業

〔担当：柚木 一男、佐藤 明彦、古沢 孝男、和田 雅光、根深 得英、池川 雅美〕

ア 趣旨

専門指導員が、教育アドバイザーとして、初任者等が配置されている学校を訪問し、初任者等に対し、悩み、迷いなど内面に寄り添った相談を行うとともに、教員としての質の向上・指導力向上への助言を行う。

イ 職務の進め方

- 授業の進め方、児童・生徒等との関係、保護者との関係、職場の人間関係など、初任者等の悩み・迷い・願いなど内面に寄り添った相談を行う。
- 授業観察等を通して、教員としての基礎的要素、学級経営、学習指導、生活指導、保護者対応等の助言を行う。
- 初任者等一人ひとりに対して、事前の打ち合わせを含め年間8回程度、定期的に訪問する。ただし、本事業の目的から初任者等の状況に応じ、適宜訪問する。
- 本人や学校への適切な対応を行うため、管理職または指導教員と面談を行い、初任者等の実態について把握する。また、必要に応じて、管理職に対して初任者等に関する情報提供を行う。

ウ 訪問日数、延べ実施回数等

教育アドバイザー	対象教員数（人）	訪問日数（日）	延べ実施回数（回）
柚木 一男	4	32	32
佐藤 明彦	6	40	40
古沢 孝男	6	39	41
和田 雅光	4	31	32
根深 得英	5	38	38
池川 雅美	5	39	39
計	30	219	222

(2) 教育指導課主催の研修会等への支援

〔担当：柚木 一男、佐藤 明彦、古沢 孝男、和田 雅光、根深 得英、池川 雅美〕

ア 3年次授業研究研修会—各回、6グループに分かれて実施

第1回 全体会 5月16日
 第2回 グループ研究授業 6月30日 7月1日、8日
 第3回 グループ研究授業 11月6日、7日、10日
 第4回 グループ研究授業 1月26日、30日、2月2日
 3年次授業観察 6月から3月 20回

イ 若手教員育成研修会 4月から2月 5回

(3) 教育相談研修会

〔担当：佐藤 明彦〕

ア 趣旨

学校における教育相談活動の課題を理解し、講義やロールプレイ、エンカウンター等の演習を通して、問題行動の把握・対応の仕方や解決手法等の習得を目指しながら教育相談に関する幅広い知見や資質の向上を図る。

イ 対象

教職経験10年未満の小学校・中学校教諭（ステージI対象者）

単位：人

回	実施日	研修内容・講師	参加者
1	6月13日（金）	講義・演習 「文京区の教育相談体制と教育相談の基本姿勢(カウンセリングマインド)」 講師 教育センター臨床心理士 石津 陽子 臨床心理士 岩城 衆子	29
2	7月3日（木）	講義 「児童・生徒理解と教育相談 ～エンカウンターの手法を用いて～」 講師 北区立十条台小学校長 平野 哲士	25
3	8月6日（水）	講義・演習 「自校の問題行動の実態と具体的な指導」 講師 元東京都学校教育相談研究会長 元大田区立東調布第三小学校長 梅原 厚子	30
4	9月18日（木）	講義・演習 「カウンセリングマインドの具体的な生かし方」 講師 教育センター臨床心理士 石津 陽子 臨床心理士 岩城 衆子	28
5	10月17日（金）	講義 「アサーション・トレーニング—自分も相手も大切に 自己表現～アサーションとは何か(入門編)～」 講師 創価大学文学部教授 園田 雅代	29

(4) 幼稚園教員研修会

[担当：池川 雅美]

ア 趣旨

幼稚園教育の現状と課題を的確に把握し、幼稚園の教育活動の質的充実を図るとともに、幼児期の家庭教育及び地域社会における子育て支援を推進する。

イ 対象

全幼稚園教員

単位：人

回	実施日	研修内容・講師	参加者
1	8月4日(月)	講義 「支援が必要な子どもたちにとって過ごしやすい教育環境」 講師 筑波大学附属大塚特別支援学校副校長 高橋 幸子	43
2	8月4日(月)	講義 「幼稚園の人権教育」 講師 教育センター統括指導主事 景山 与賜也	43
3	8月5日(火)	講義 「幼児期に育成したい体力・運動能力」 講師 お茶の水女子大学准教授 水村 真由美	42
4	8月5日(火)	実技・講義 「保育内容Ⅰ《音楽表現》」 講師 駕籠町小学校主幹教諭 金田 美奈子	27
		講義・演習 「園運営における中堅教員に期待すること」 講師 武蔵野短期大学教授・附属幼稚園長 酒井 幸子	15

(5) 小学校英語リーダー育成研修会

[担当：和田 雅光]

ア 趣旨

具体的な指導方法を理解し、実践的な指導力を高めることを目的とする。

イ 対象

全小学校教員

単位：人

回	実施日	研修内容・講師	参加者
1	6月23日(月)	講義 「外国語(英語)活動における評価方法等の工夫改善」 講師 青山学院大学文学部教授 アレン玉井 光江	19
2	8月27日(水)	講義・演習 「Hi, friends! の活用法ALTと連携した授業づくり」 講師 株式会社インタラック 中森 和恵(他2名)	18
3	9月12日(金)	講義 「外国語(英語)活動における指導方法等の工夫改善と今後の小学校英語の動向」 講師 東京都教職研修センター研修部専門教育向上課指導主事 深尾 絵美子	18
4	11月18日(火)	小学校英語活動参観・協議 授業学年 第6学年 授業者 青柳小学校教諭 関川 祐亮 講師 前板橋区立中根橋小学校教諭 渡邊 美江子	18

(6) 特別支援教育研修会

[担当：柚木 一男]

ア 趣旨

心身に障害のある子どもに対する特別支援教育のあり方、並びに指導方法について理解を深める。

イ 対象

全教員

単位：人

回	実施日	研修内容・講師	参加者
1	5月23日(金)	講義 「特別支援教育の概要」 講師 教育庁都立学校教育部特別支援教育課 指導主事 畝本 美香	20
2	7月23日(水)	講義 「肢体不自由の特別支援学校における支援」 講師 東京都立北支援学校 特別支援教育コーディネーター 渡邊 涼 見学先 東京都立王子第二特別支援学校	23
3	7月24日(木)	講義・演習 「通級指導学級における指導の実際(小学校)」 「個別指導計画に基づく事例研究」 講師 教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課 指導主事 井上 敬一 見学先 小日向台町小学校いずみ学級	18
4	10月14日(火)	講義 「障害特性の理解と支援のポイント」 講師 元新宿区立天神小学校通級学級教諭 長谷川 安佐子	19
5	12月11日(木) ※設置校長会と 共催	授業研究 駒本小学校むくの木学級 自立活動(制作活動) 題材名「1月のカレンダーを作ろう」 講義 「特別支援教育の実際と工夫」 ～言語活動の土台をはぐくむ指導の工夫～ 講師 お茶の水女子大学学校教育研究部教授 安藤 壽子	18

(7) 特別支援教育コーディネーター養成研修会

[担当：古沢 孝男]

ア 趣旨

特別支援教育コーディネーターを養成するために、その役割やあり方、並びに軽度発達障害にかかわる学習支援の実際について理解を深める。

イ 対象

全教員

単位：人

回	実施日	研修内容・講師	参加者
1	7月28日(月)	講義 「特別支援教育コーディネーターの役割」 講師 元林町小学校長 全国コーディネーター研究会副会長 森 秀一郎	19

2	7月29日(火)	講義 「文京区における特別支援教育の推進」 講師 教育指導課統括指導主事 赤津 一也 教育指導課特別支援教育担当主査 大久保 延広	18
3	8月4日(月)	講義 「コーディネーターの活動の実際」 講師 臨床心理士・竹早教員養成所講師 宗形 奈津子	17
4	8月26日(火)	講義 「関係機関との連携①」 講師 臨床発達心理士 松村 裕美 臨床発達心理士 原 恵子	19
5	8月27日(水)	講義 「関係機関との連携②」 講師 教育センターSSW 麻生 洋 教育センターSSW 羽毛田 恵美	20

(8) ゲートキーパー研修会

[担当: 佐藤 明彦]

ア 趣旨

いのちの教育推進の一環として、また、生命にかかわる重大事故の未然防止・相談支援につなぐため、ゲートキーパー研修会を実施する。

イ 対象

全教員

単位: 人

回	実施日	研修内容・講師	参加者
1	5月8日(木)	講義 「自殺に向かう心の動きと遺族の悲しみ、 そして支援～あなたにもできる自殺防止活動～」 講師 特定非営利活動法人 国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター 所長 村 明子	39
2	9月4日(木)	講義 「自殺防止に向けて ～子供の自殺のサインに気付いたとき～」 講師 東京都立精神福祉センター精神科医 東出 香	38

(9) キャリア教育研修会

[担当: 和田 雅光]

ア 趣旨

児童・生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育て、社会の中で「生きる力」を身に付けるために、各小学校・中学校において、系統的・計画的なキャリア教育を実施する。

イ 対象

全幼稚園・小中学校教員

単位: 人

回	実施日	研修内容・講師	参加者
1	6月20日(金)	講義・演習 「キャリア教育の実践に向けて」 講師 早稲田大学大学院教職研究科教授 三村 隆男	30
2	10月10日(金)	講義 「特別支援教育におけるキャリア教育の推進について」 講師 帝京大学大学院教職研究科教授 砥柄 敬三	17
3	2月6日(金)	文京区中学校職場体験発表会参観	32

(10) 食育推進研修会

[担当：池川 雅美]

ア 趣旨

各校の食育推進チームの教員を対象とした食育推進研修会を開催し、校内において食育の推進について取り組めるようにする。

イ 対象

各小中学校食育推進リーダー教員

単位：人

回	実施日	研修内容・講師	参加者
1	5月15日(木)	講義・演習 「私たちの食べ物は大丈夫？ 朝ごはんの大切さについて」 講師 NPO法人企業教育研究会 食育授業支援事務局 小池 翔太 有常 洋菜	30
2	11月20日(木)	講義・グループ協議 「食器を題材とした食育の指導について」 講師 三信化工株式会社営業部環境・食文化担当 海老原 誠治 本郷小学校栄養教諭 平本 紀代子	24
3	2月26日(木)	講義・グループ協議 「各学校の食育の推進を目指して」 講師 女子栄養大学短期大学部教授 金田 雅代	28

(11) 特別支援教育コーディネーター研修会

[担当：根深 得英]

ア 趣旨

特別支援教育コーディネーターの教員が、校内の特別支援教育を推進するために必要な知識及び課題解決の手法を身に付け、具体的な支援策を調整・実行できる能力のスキルアップを図る。

イ 対象

各小学校・中学校特別支援教育コーディネーター、幼稚園教員希望者

単位：人

回	実施日	研修内容・講師	参加者
1	4月24日(木)	講義 「文京区の特別支援教育について」 講師 教育指導課統括指導主事 前田 元	32
2	5月29日(木)	講義 「コーディネーターに期待すること」 講師 全国コーディネーター研究会副会長 元林町小学校長 森 秀一郎	32
3	9月11日(木)	講義 「自校内での支援内容の検討の工夫について」 講師 筑波大学附属大塚特別支援学校主幹教諭 安部 博志	33
4	11月13日(木)	講義 「通常の学級における合理的配慮について」 講師 東洋大学非常勤講師 三苦 由紀雄	24
5	2月9日(月)	講義 「これからの特別支援教育の方向性」 講師 帝京大学教育学部准教授 神田 基史	30

(12) 小学校・中学校教育研究会との共催研修会

[担当：柚木 一男]

ア 趣旨

教育センターと区立小学校・中学校教育研究会各教科等研究部が連携し、授業の改善、教育方法の工夫等、日々の授業や教育に役立つ小学校・中学校教員のための実技研修会・教育方法研修会を実施する。

イ 対象

文京区小・中学校教育研究会各教科等研究部

単位：人

回	実施日	研修内容・講師	参加者
1	7月2日(水)	小学校体育部実技研修会 「一人一人が学ぶことの楽しさを味わい 進んで運動に取り組む力を身に付ける体育学習」 講師 元金富小学校長 藤崎 敬	40
2	7月2日(水)	小学校音楽部実技研修会 「指揮法について」 講師 東京学芸大学特任准教授 石上 則子	17
3	8月19日(火)	小学校国語部実技研修会 (書写実技研修) 「毛筆書写指導の基礎・基本」 講師 東京家政大学准教授 宮 絢子	40
4	9月3日(水)	小学校家庭科部授業研究会 第5学年「考えよう買い物と暮らし」 授業者 窪町小学校教諭 村上 律子 講師 元品川区立御殿山小学校長 林 瑠美子	13
5	1月22日(木)	中学校養護研究部研修会 講演 「中学校における健康教育の取り組み」 講師 元荒川区立第一中学校副校長 竹内 恵子	12

(13) 理科実技研修会

[担当：科学専門指導員、教育指導課]

ア 目的

教科用図書掲載の実験を中心に、実験器具や薬品の準備の仕方や使い方、安全に実験・観察を行うための手立て、実験・観察の指導をする時のポイントなどについて実技を通して研修を行い、教員の理科実験の知識、技能の向上を図る。

イ 対象

小学校教員

単位：人

回	実施日	区分	研修内容	参加者
1	7月30日(水)	午前	「エネルギー」分野の指導 3・4・5年の電気教材	23
2	7月30日(水)	午後	「エネルギー」分野の指導 6年の電気教材 3・4・5・6年の電気教材以外	22
3	7月31日(木)	午前	「粒子」分野 3・4・5年年の教材	22
4	7月31日(木)	午後	「粒子と地球」分野 「粒子」6年の教材 「地球」4・5・6年の教材	21
5	8月1日(金)	午前	「生命」分野 4・5・6年の教材 科学クラブ等で使える教材	26

(14) 理科教育推進者研修会

[担当：科学専門指導員・教育指導課]

ア 目的

区内小学校指定校にコアサイエンスティチャー（CST）を配置し、理科教育の振興拠点とするとともに、区内小学校教員を対象とした研修を企画することにより本区の理科教育振興に資する。

イ 講師（CST） 文京区立千駄木小学校主任教諭 相蘇 好

ウ 対象

小学校教員

単位：人

回	実施日	区分	研修内容	参加者
1	6月5日（木）	午後	・理科室の整理、授業の準備 ・消耗品などの購入について	16
2	12月11日（木）	午後	・水溶液の性質 （ムラサキキャベツ液を使って）	16
3	1月22日（木）	午後	・星座早見の使い方（天体単元） ・年間を通じた観察について（植物など）	16

第3章 教職員ICT研修

1 概要

幼稚園・小学校・中学校の教職員が効果的にコンピュータを活用することができるよう、研修を実施し、指導・助言を行う。また、小学校・中学校のICTリーダーを育成し、教育ICT機器の積極的な活用と情報の適正な管理を図る。

2 実施状況

(1) ICT研修

ア 趣旨

幼稚園・小学校・中学校の教職員が、校務及び教務にコンピュータを効果的に利用できるように、アプリケーションソフトの活用技術の向上を図る。

イ 対象

幼稚園・小学校・中学校の教職員

単位：人

回	実施日	研修内容・方法	参加者
1	7月22日(火)	実物投影機 ～書画カメラの活用例～	8
2	7月23日(水)	Excel ～データを効率よく活用しよう～	18
3	7月24日(木)	デジタル写真編集	6
4	7月24日(木)	デジタル教材 ～デジタル教材の活用例・紹介～	15
5	7月25日(金)	Power Point ～印象深いプレゼンテーションをつくろう～	15
6	7月31日(木)	アルゴリズム ～ゲームを通してプログラムの基礎を体験～	4
7	7月31日(木)	ビスケット ～簡単なアニメーションやゲームの作成～	7
8	8月21日(木)	デジタル教材 ～デジタル教材の活用例・紹介～	12
9	8月21日(木)	デジタル写真編集 ～加工・管理・危険性～	9
10	8月25日(月)	Excel ～データを効率よく活用しよう～	16
11	8月26日(火)	Word ～魅力的な学級だよりをつくろう～	12
12	8月27日(水)	Power Point ～印象深いプレゼンテーションをつくろう～	8
13	8月28日(木)	ビスケット ～簡単なアニメーションやゲームの作成～	4
14	8月28日(木)	アルゴリズム ～ゲームを通してプログラムの基礎を体験～	4

(2) ICTリーダー研修

ア 趣旨

小学校・中学校において、ICTリーダーを中心に、電子黒板やコンピュータ等のICT機器を活用した授業改善を推進し、児童・生徒の学習意欲の喚起や知識技能の活用能力の向上を図る。

イ 対象

小学校・中学校ICTリーダー

単位：人

回	実施日	研修内容・方法	参加者
1	5月23日(金)	文京区のICT教育の現状と今後 講師 教育指導課指導主事 安部 忍 学務課 田中 一基	19
2	9月19日(金)	区外先進校見学 葛飾区立本田小学校	26
3	10月9日(木)	講演・講評「ICTリーダーに期待すること」 講師 根津小学校長 田中 克昌	27
4	11月6日(木)	区内先進校見学 第六中学校	24
5	2月20日(金)	全体会 (1年間のまとめ、指導・講評) 講師 大阪電気通信大学客員准教授 神戸市立科学技術高等学校教諭 中野 由章	24

第4章 教育資料室・教科書センター運営

1 概要

(1) 教育資料室（平成27年4月開室）

教育関係資料（文京区教育委員会及び区立幼稚園・小学校・中学校、各教育研究会が発行する学校教育関係資料等の刊行物、他の自治体の教育関係資料及び市販の教育関係図書）を文京区学校関係資料取扱指針に準じ収集・整理・保管し、区内学校関係者等の利用に供する。

(2) 教科書センター

小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校で使用する教科書を展示し、教職員や区民等の利用に供することにより、教科書の調査・研究の便を図るとともに、教科書や教科に対してより一層の理解の増進を図る。

なお、例年6月に開催している「教科書法定展示会」では、検定に合格し採択の対象となった教科書を見本本として閲覧に供している。



旧教育センター



新教育センター

2 実施状況

(1) 教育資料室

※ 平成26年度は、資料等の配置・配架が困難であるため教育資料室は閉室中であるが、閲覧依頼があったものについては、可能な限り対応した。

ア 教育資料の整理・仕分け

教育センター外倉庫及び第三中学校倉庫に分散し保管した資料（約3,800冊）を、各分野別・教科別に仕分け、3月21日の移転後、配置・配架等開室準備を行った。

イ 図書館システムの導入

平成27年4月の新教育センター開設に伴う教育資料室の開室に向け、教育資料の検索等、効率的に利用できるよう「学校図書館システム (LB@SCHOOL)」を導入し、データベース作成作業を行った。

ウ 教育資料の合本・製本

文京区の教育及び教育研究等の歴史・成果等を伝え、教育研究等に広く活用出来るよう維持・保全を図ることを目的とし、教育資料を平成25年度に引き続き合本・製本した。

※合本・製本冊数：103冊



(2) 教科書センター

ア 常設展示

(ア) 開室日時

月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始を除く）

午前9時から午後5時まで

(イ) 利用者数

38人

イ 特別展示会

小学校用及び中学校用教科書の採択替えの年度のみ行っている東京都教育委員会独自の展示会

(ア) 開催日時

6月2日（月）から6月12日（木）まで（日曜を除く10日間）

午前9時から午後5時まで

(イ) 利用者数

28人

ウ 法定展示会

教科書発行に関する臨時措置法第5条に基づき、都道府県教育委員会が行う（平成26年度教科書展示会実施要項に基づく）展示会

(ア) 開催日時

6月13日（金）から6月28日（土）まで（日曜を除く14日間）

午前9時から午後5時まで

(イ) 利用者数

40人

第5章 総合教育相談事業

1 概要

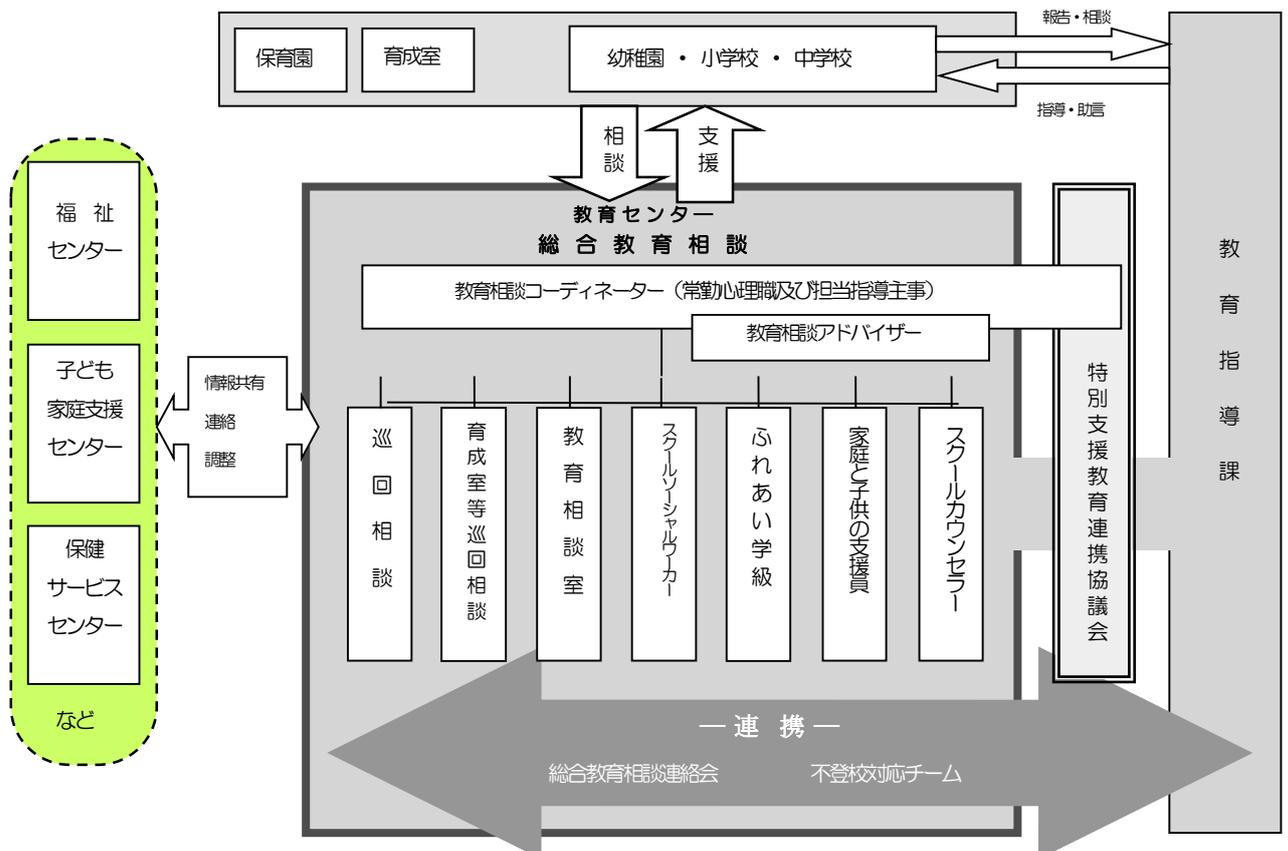
いじめ・不登校・非行・発達障害・集団不応等の子どもの問題行動及び教育・生活上の悩みに対する予防・発見・解消に向けて、子どもと保護者及び学校への支援をより効果的に行うために、教育センター所管の各相談機能を一本化し、教育相談コーディネーターが統括して運用する総合教育相談体制をとっている。

また、平成27年度より「教育」と「福祉」の垣根を取り払い、発達や教育等の相談窓口を一本化し、乳幼児期から学齢期まで切れ目のないサービスを提供する総合相談体制を構築します。

(1) 総合教育相談の各相談機能

- ア 教育相談室
- イ スクールカウンセラーの配置及び派遣
- ウ 適応指導教室（ふれあい学級）
- エ スクールソーシャルワーカーの派遣
- オ 巡回相談員の派遣
- カ 巡回相談員（育成室等）の派遣
- キ 学校と家庭の連携推進事業（家庭と子どもの支援員）
- ク 不登校対応チーム

【総合教育相談事業イメージ図】



(2) 各相談機能間の連絡・情報共有

ア 教育相談コーディネーターへの情報集約

各相談機能において把握した児童・生徒の情報のうち、対応や連携が必要と思われるケースについては、教育相談コーディネーターに情報を集約し、必要に応じて各相談機能または教育指導課等の関係機関と連携して対応した。

イ 総合教育相談連絡会

情報交換及び研修を目的として、教育相談コーディネーター（統括指導主事、教育センター常勤心理職）、区スクールカウンセラー、都スクールカウンセラー（年3回）、ふれあい学級専門指導員、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、教育相談アドバイザーによる連絡会を年6回開催した。

ウ 総合教育相談副校長連絡会

小学校・中学校との情報交換及び連携強化を目的として、副校長、教育相談コーディネーター、ふれあい学級専門指導員、教育相談アドバイザーによる連絡会を年2回開催した。

エ 適応指導連絡会

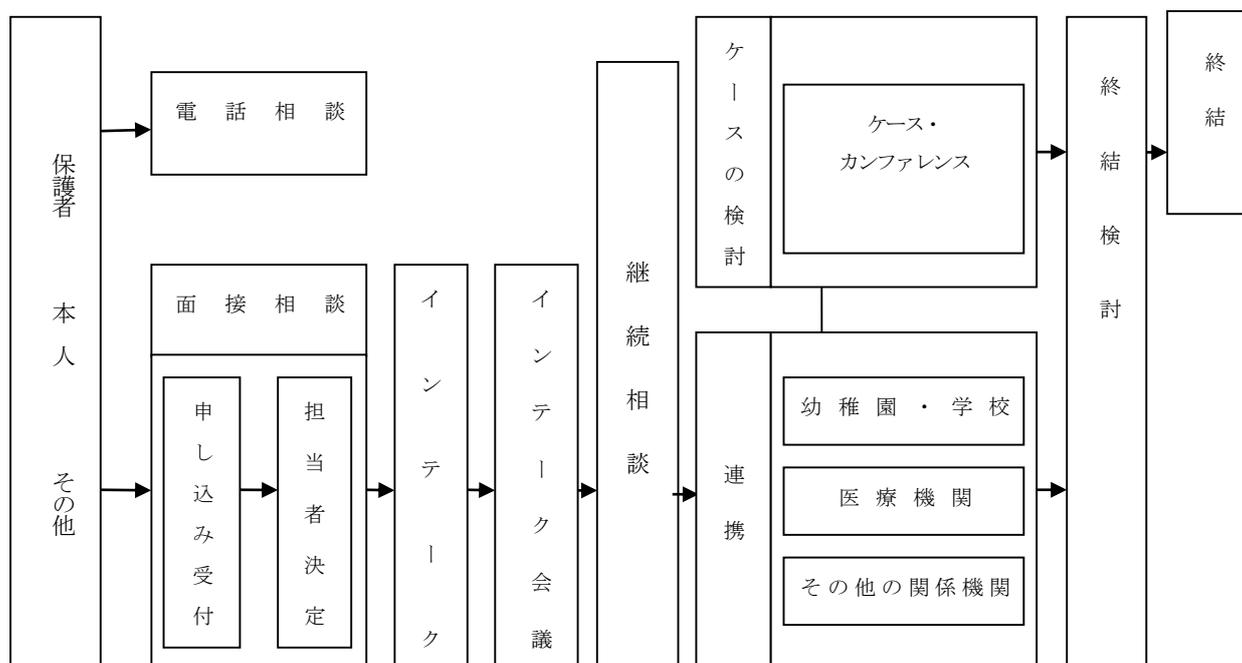
不登校児童・生徒の状況に関する情報交換及び検討を目的として、不登校対応チームの構成員である教育相談コーディネーター、ふれあい学級専門指導員、スクールソーシャルワーカー、教育相談アドバイザーによる連絡会を年11回開催した。

2 教育相談室

(1) 概要

教育相談室は、子どもたちのよりよい人格形成と家庭生活の充実のために、教育上の問題を共に考え、それぞれの成長発達を支援することを目的とし、毎週月曜日から金曜日までと第2・第4土曜日（午前8時30分から午後5時15分）に開室している。

【相談等のイメージ図】



相談の主訴別分類表

主訴別分類		内 容	
I	進学・進路	a	就学・就園 就学、就園に関する事（特別支援教育担当経由）
		b	進路 就学、就園に関する事（自主来談）
II	情緒と行動	a	非社会的 集団になじめない、いじめられる、神経症的傾向、無気力、神経症習癖（夜尿・チック等）、緘黙等
		b	反社会的 集団からはみでる、規律違反、家出、盗み、暴力、性非行、反抗的、家庭内暴力、怠学等
		c	不登校
III	発達と障害		
IV	環境	（家庭教育・学校教育での諸問題）	
V	その他		

(2) 内容

ア 面接相談

面接相談は、原則として、保護者からの電話等での事前申込制としている。

担当者と保護者で日程調整を行い、予約制で継続的な個別面接相談を実施している。

具体的な相談活動として、小学生以下の来談者の場合は、遊びを通して心理的援助を行う遊戯療法を行うことが多く、中学生以上の来談者ではゲーム、手芸、工作などを介してのカウンセリング面接が多い。保護者の場合は、カウンセリング面接を行っている。

保護者の了承を得た上で、必要に応じて、学校や園を訪問し、授業（保育）参観や教員との情報交換を行うことにより、学校や園との連携の強化を図っている。また、福祉センターの療育相談担当者とも連絡会等による情報共有・連携を行っている。

面接相談 年間受入件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
継続件数	388	389	396	424	436	433	442	456	453	472	474	412	
新規件数	7	12	29	24	16	16	20	14	24	13	22	5	202
総件数	395	401	425	448	452	449	462	470	477	485	496	417	
終結件数	6	5	1	12	19	7	6	17	5	11	84	10	183

* 上記のうち、就学・就園相談の新規受入件数は24件、終結件数24件

* 平成26年度総件数

平成25年度より継続件数388件+新規件数202件=590件

* 平成27年度継続件数

平成26年度総件数590件-終結件数183件=407件

新規受入件数の主訴別・学年別分類

	主訴別分類	幼児以下	小学生	中学生	一般	計	前年度
I	a 就学・就園	14	10	0	0	24	40
	b 進路	1	0	0	0	1	0
II	a 非社会的	2	12	5	0	19	11
	b 反社会的	1	13	3	0	17	18
	c 不登校	1	9	9	3	22	20
III	発達と障害	14	81	13	2	110	97
IV	環境	1	5	2	1	9	12
V	その他	0	0	0	0	0	0
合計		34	130	32	6	202	198
前年度		45	117	32	4	198	

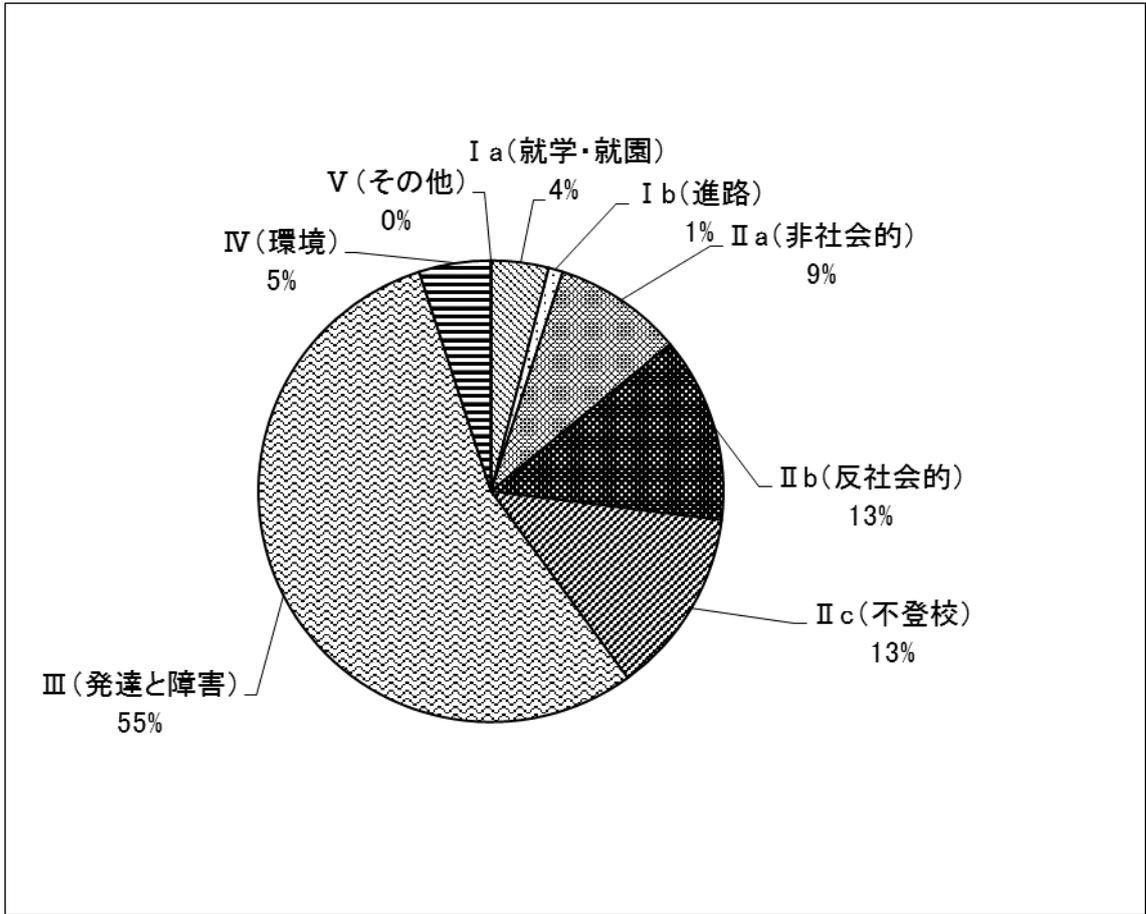
* 新規受入件数は微増しており、例年に比べると多い件数で推移している。ここ数年「発達と障害」を主訴とするケースが増え続けており、総件数の54%と半数以上を占めている。

年間受入件数の主訴別・学年別分類

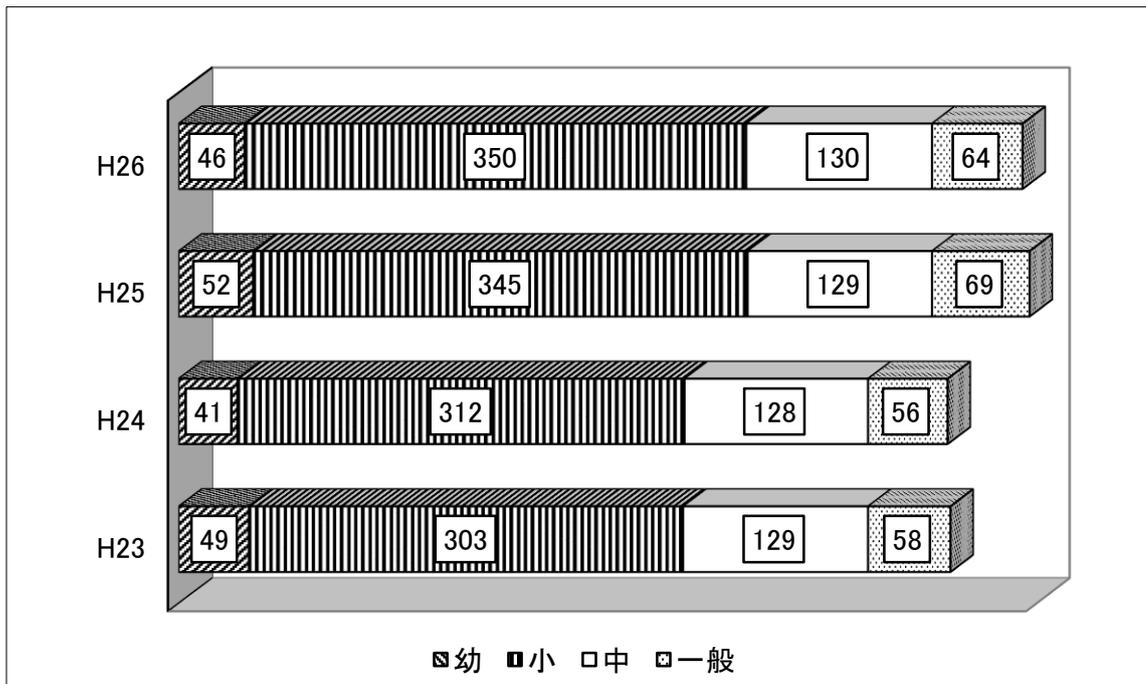
主訴別内容			来所総件数				幼児以下	小学生			中学生	一般
			男	女	総数	%		低学年	高学年	計		
I	就学・進路	a 就学・就園	20	4	24	4	14	4	6	10	0	0
		b 進路	2	1	3	1	1	0	0	0	1	1
II	情緒と行動	a 非社会的	31	24	55	9	2	14	18	32	13	8
		b 反社会的	57	19	76	13	3	20	28	48	18	7
		c 不登校	39	35	74	13	1	7	17	24	27	22
III	発達と障害		245	80	325	55	21	127	91	218	64	22
IV	環境		21	12	33	5	4	6	12	18	7	4
V	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計			415	175	590	100	46	178	172	350	130	64
前年度			415	180	595		52	163	182	345	129	69

* 年間受入件数は、教育指導課特別支援教育担当からの依頼による就学相談（発達検査・知能検査の実施）の件数の減により総数は減少しているが、「発達と障害」を主訴とする件数（平成25年度291件→平成26年度325件）は増加している。

主訴別年間受入件数の割合



校種別受入件数の推移



* 年間受入件数を主訴別にみると「発達と障害」が半数を占めており、平成25年度48%→平成26年度55%と年々増えていることがわかる。校種別にみると、ほぼ平成25年度と同様であり、小学生年代が多いことに変わりはない。

面接相談 年間相談延べ回数

主訴別分類		相談延べ回数		内 訳			
		総 数	%	幼児以下	小学生	中学生	一般
I	a 就学・就園	34	0.6	20	14	0	0
	b 進 路	28	0.5	9	0	1	18
II	a 非社会的	588	10.8	40	306	154	88
	b 反社会的	745	13.7	19	509	128	89
	c 不登校	977	18.0	31	360	438	148
III	発達と障害	2,760	50.6	187	1,994	400	179
IV	環 境	321	5.8	41	199	39	42
V	その他	0	0.0	0	0	0	0
合 計		5,453	100	347	3,382	1,160	564
前 年 度		5,594		265	3,602	1,234	496

* 相談回数は、昨年度より若干減少しているが、新センターへの移転作業のため、3月中を相談休止期間としたことが影響したと考えられる。

イ 電話相談

相談したいが顔を見られたくない、氏名や住所を知られたくない、相談に出向く時間的余裕がない等の事情に応え、予約不要で匿名での電話相談を教育相談室相談員が行っている。必要に応じて他機関の紹介や情報提供も行っている。

*電話相談 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時

*いじめ電話相談 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時

電話相談 年間相談延べ回数

主訴別分類		相談延べ回数		内 訳			
		総 数	%	幼児以下	小学生	中学生	一般
I	a 就学・就園	0	0	0	0	0	0
	b 進 路	3	1.7	0	1	2	0
II	a 非社会的	9	5.3	4	4	0	1
	b 反社会的	19	11.1	3	7	4	5
	c 不登校	24	14	0	7	9	8
III	発達と障害	30	17.5	5	19	5	1
IV	環境 (家庭)	40	23.4	6	18	11	5
	(学校)	29	17	9	11	9	0
V	情報提供	8	4.7	0	3	2	3
	いじめ	0	0	0	0	0	0
	その他	9	5.3	0	3	3	3
合 計		171	100	27	73	45	26
前 年 度		145		10	83	31	21

いじめ電話相談 年間相談延べ回数

	総 数	幼児以下	小学生	中学生	一般
今年度	21	1	5	3	12
前年度	17	0	6	8	3

ウ 特別支援教育相談委員会への協力

特別支援教育相談委員会に参加するとともに、教育指導課からの依頼で発達検査・知能検査を実施し資料作成を行った。

※会議への参加回数 22回 検査実施回数 24件

エ 各園・学校・関係機関での講演・研修事業への協力

家庭・学校・地域での保護者や教職員への支援として、児童・生徒の問題行動の予防及び心理教育の啓発を目的に、園・学校・関係機関からの依頼を受けて、教育相談室の心理職が教職員や保護者を対象に講演・研修を行っている。

オ 園・学校への緊急支援

区内の幼稚園・保育園・小学校・中学校において、緊急に心理職の援助が必要な場合に、教育指導課と連携しながら、教育相談員が訪問相談等を行う。

カ 関係機関との連携

区内外の関係機関との各種会議に出席し、情報交換及び協議を行っている。また、相談事例の必要性に応じて個別に連携を図っている。

(3) 構成員

- ア 常勤職員（心理） 2人（教育相談コーディネーター兼務）
- イ 非常勤職員（心理）教育相談員 10人
- ウ 専門講師（スーパーバイザー） 7人

3 スクールカウンセラーの配置及び派遣

(1) 活動内容

区立小学校・中学校の児童・生徒とその保護者及び教員への心理面での支援、啓発活動を行う。区スクールカウンセラーは、区立中学校に週2日、区立小学校に週1日派遣し相談活動を行い、都スクールカウンセラーは、全区立小学校・中学校に年間35日配置されている。

(2) 構成員

- ア 区スクールカウンセラー 13人
小学校全校に週1日（大規模校5校は週2日）、中学校全校に週2日、適応指導教室へは週4日派遣
- イ 都スクールカウンセラー 26人（4人は2校担当）
年間35日勤務、小学校全校・中学校全校に週1日配置

(3) 実績

スクールカウンセラー相談活動 対象者別延べ相談件数

対象者	小学校	中学校	計
児童・生徒	4,724	2,918	7,642
保護者	1,553	484	2,037
教 員	6,142	3,464	9,606
その他	1,604	920	2,524
計	14,023	7,786	21,809

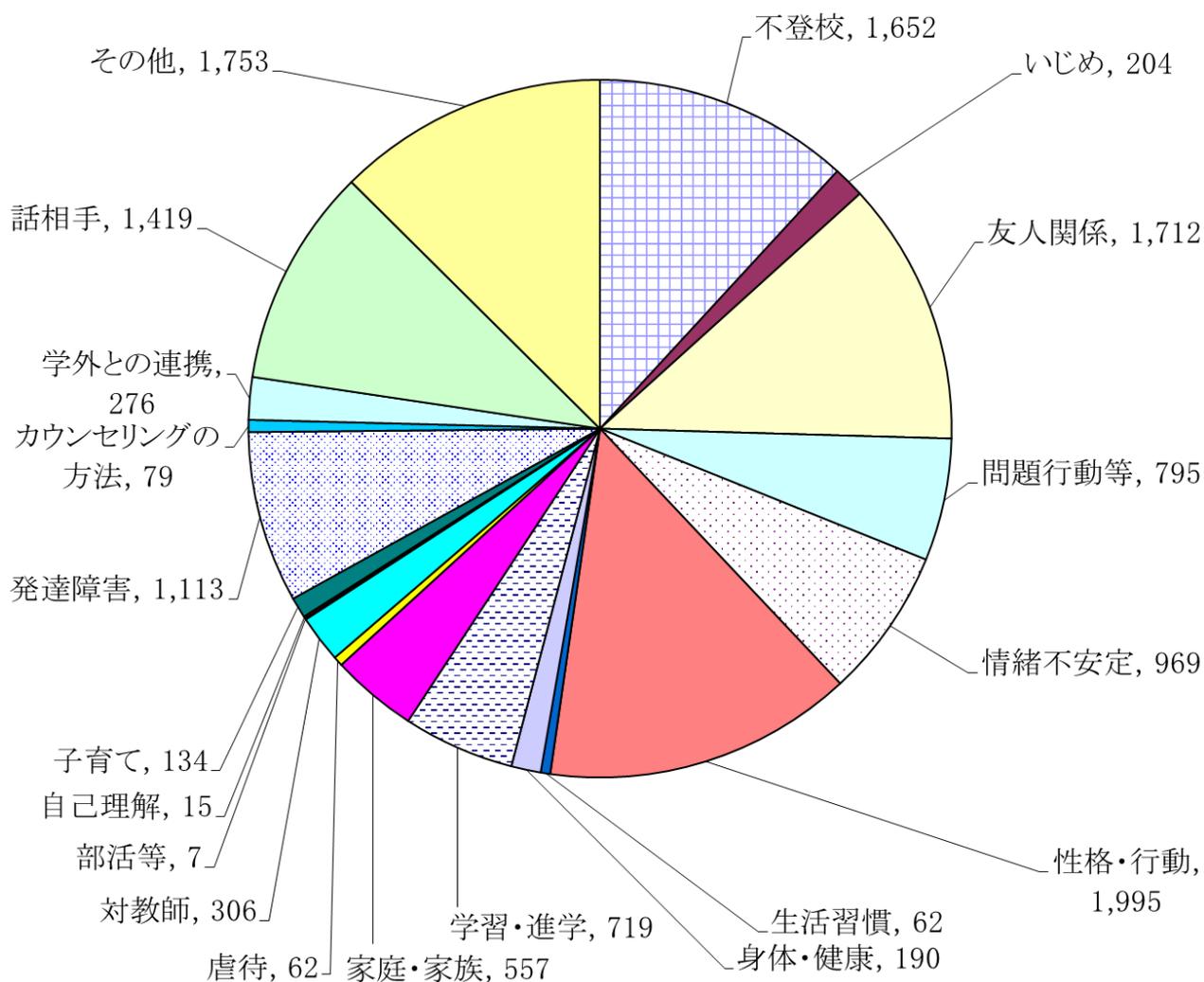
平成 26年度スクールカウンセラー相談活動実施状況

相談内容別相談件数(小学校)

平成27年3月31日現在

	不登校	いじめ	友人関係	問題行動等	情緒不安定	性格・行動	生活習慣	身体・健康	学習・進学	家庭・家族	虐待	対教師	部活等	自己理解	子育て	発達障害	カウンセリングの方法	学外との連携	話し相手	その他	合計
児童	474	107	1,004	124	305	298	20	51	141	156	15	138	4	8	0	147	17	14	1,366	335	4,724
保護者	293	19	79	91	124	242	10	50	113	82	5	48	0	4	99	234	4	4	10	42	1,553
教員	830	78	625	547	525	1,408	32	85	421	315	40	118	3	1	34	632	58	32	38	320	6,142
その他	55	0	4	33	15	47	0	4	44	4	2	2	0	2	1	100	0	226	5	1,056	1,604
合計	1,652	204	1,712	795	969	1,995	62	190	719	557	62	306	7	15	134	1,113	79	276	1,419	1,753	14,023
前年度	1,143	52	1,530	786	900	2,303	64	152	587	686	65	398	6	32	124	1,442	18	212	1,433	768	12,701
増減	509	152	182	9	69	△ 308	△ 2	38	132	△ 129	△ 3	△ 92	1	△ 17	10	△ 329	61	64	△ 14	985	1,322

スクールカウンセラー相談内容別相談件数 (小学校)



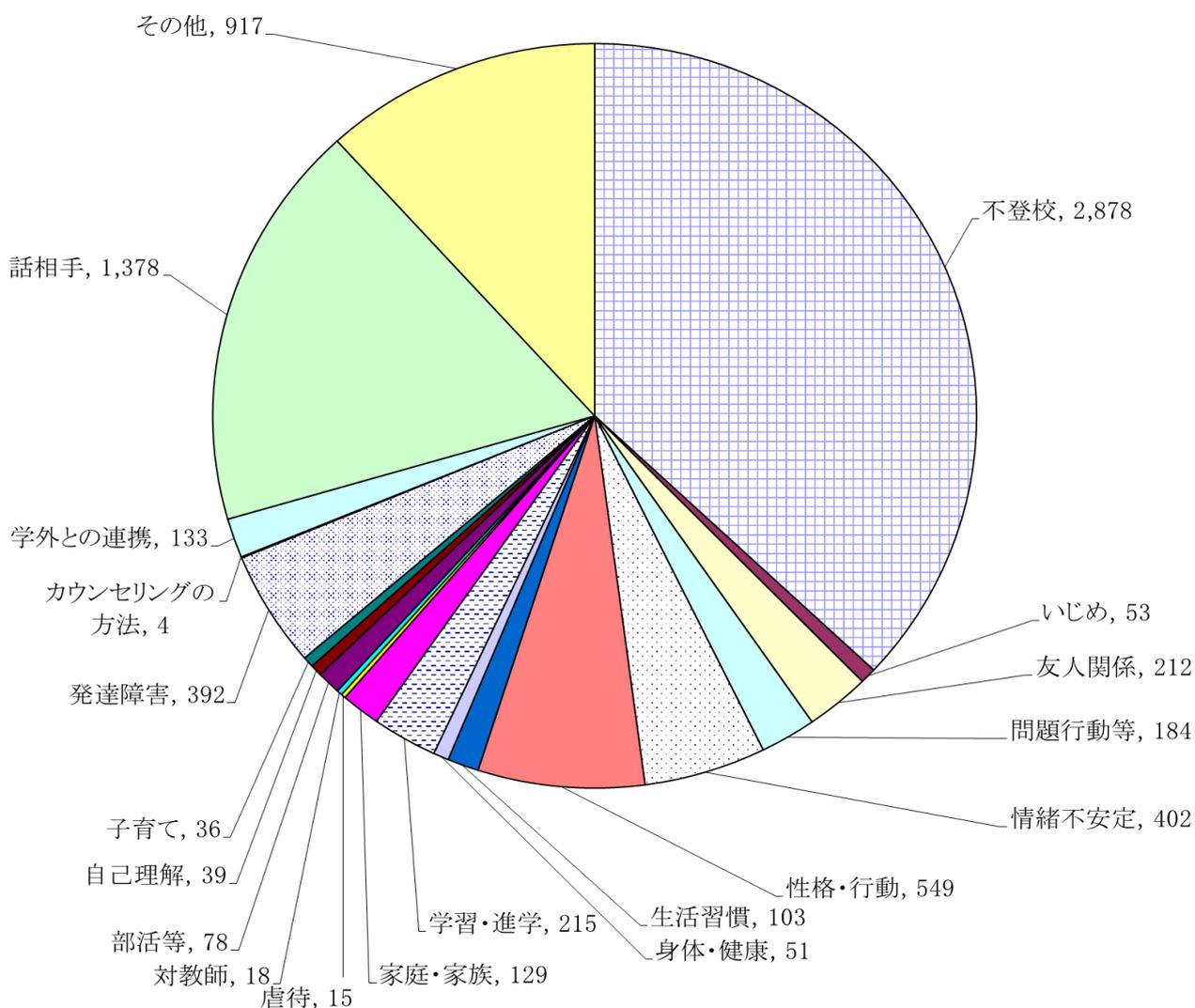
平成 26年度スクールカウンセラー相談活動実施状況

相談内容別相談件数(中学校)

平成26年3月31日現在

	不登校	いじめ	友人関係	問題行動等	情緒不安定	性格・行動	生活習慣	身体・健康	学習・進学	家庭・家族	虐待	対教師	部活等	自己理解	子育て	発達障害	カウンセリングの方法	学外との連携	話し相手	その他	合計
生徒	957	12	116	16	88	119	36	12	41	25	2	6	47	23	0	28	0	1	1,331	58	2,918
保護者	254	7	4	22	32	39	20	6	17	6	3	3	2	0	25	37	0	0	0	7	484
教員	1,591	34	90	143	275	378	47	33	152	97	10	8	29	16	11	318	3	6	45	178	3,464
その他	76	0	2	3	7	13	0	0	5	1	0	1	0	0	0	9	1	126	2	674	920
合計	2,878	53	212	184	402	549	103	51	215	129	15	18	78	39	36	392	4	133	1,378	917	7,786
前年度	2,490	47	321	131	258	496	44	54	454	187	3	25	40	24	11	213	7	195	1,891	307	7,198
増減	388	6	△ 109	53	144	53	59	△ 3	△ 239	△ 58	12	△ 7	38	15	25	179	△ 3	△ 62	△ 513	610	588

スクールカウンセラー相談内容別相談件数 (中学校)



4 適応指導教室（ふれあい学級）

(1) 活動内容

心理的理由等により不登校又は不登校ぎみになっている区立小・中学校の児童・生徒を対象として、自立の促進と学校生活への復帰を支援する。

(2) 構成員

専門指導員（都嘱託相談員） 4人
 区スクールカウンセラー 4人（週1日ずつ滞在）
 学生ボランティア 10人

(3) 実績

正式通級・体験通級等の人数（人）

	小学校	中学校	計
正式通級	0	12	12
体験通級	4	13	17
計	4	25	29

* この他、見学のみや電話での問い合わせも数件あった。

(4) 実施状況

不登校対応チームの訪問等により、学校との連携がよりすすんだことから、中学生の正式通級が増加した。特に3年生が多く、定期的な通級を通して、集団で過ごすことによる成長が見られた。これには、スクールカウンセラーによるソーシャルスキルトレーニングの効果も大きく、男女の別や異学年の差を越えて、ひとつの活動に取り組み、自発的に行動したり発言したりが見られた。また、平成26年度から始めたグループワーク等、様々な体験活動も集団活動能力の向上に役立った。

5 スクールソーシャルワーカーの派遣

(1) 活動内容

不登校・非行・その他の課題を抱える児童・生徒と、その環境との接点に働きかけ、関係機関等との連携・調整、保護者・教職員に対する助言・相談・情報提供及び教職員への研修等を行った。

(2) 構成員

スクールソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士） 3人（平成27年1月以降1人）

(3) 実績

相談種別学校支援件数

	小学校	中学校	直接支援	間接支援	計
不登校・登校しぶり	38	71	12	97	109
養護					
虐待	1	1	0	2	2
その他	1	2	1	2	3
性格行動等	1	0	0	1	1
非行・ぐ犯	0	0	0	0	0
その他	2	3	0	5	5
計	43	77	13	107	120

対象別延べ面接回数・延べ訪問回数

面接対象	回数
学 校	343
スクールカウンセラー	37
家族・保護者	139
児童・生徒	63
教育相談室	5
ふれあい学級	15
子ども家庭支援センター	40
児童相談所	6
その他	14
計	662

訪問対象	回数
学 校	134
家 庭	77
その他	9
計	220

研修会等 ・校内研修（第十中）
 ・生活指導研修会

(4) 実施状況

平成 26 年度は、不登校支援、保護者と学校の関係性や、家庭内での親子関係の修復といった活動を行った。年度途中でスクールソーシャルワーカーが 1 人体制となったが、平成 27 年度からは、新たに 3 人のスクールソーシャルワーカーが加わることにより、不登校の未然防止や、さらに様々なケースに幅広く対応できるよう、体制を整備していく。

6 巡回相談員の派遣

(1) 活動内容

区立小学校・中学校に LD 等に関する知識・経験を有する専門職を派遣し、児童・生徒に対する指導内容及び方法に関して指導・助言を行った（全校、年 4 回実施）。

(2) 構成員

巡回相談員登録者（臨床発達心理士） 20 人

(3) 実績

派遣回数 120 回（小学校 80 回、中学校 40 回）

(4) 実施状況

特別な支援を必要とする児童・生徒が増加する中、年に 4 回の訪問を各小・中学校で工夫して活用している。個別のケースをしぼり、継続して観察・助言していく場合と、夏休みを活用して、多くの教員が学べるように研修会の講師として活用する場合などがある。特に研修会の講師としては、多くの教員のニーズに応える技量が求められ、巡回相談員の質的な向上も合わせて求められている。

7 巡回相談員（育成室等）派遣事業

(1) 活動内容

特別な支援を必要とする児童の在籍する育成室職員に対し、臨床心理士が訪問し、保育内容の充実を目的とした指導・助言と共に、個別指導計画の作成支援等を行った。

対象育成室 28 室（全 29 室中）に対して、前期 1 回、後期 1 回の訪問相談（観察訪問及び協議のための訪問）を実施し、必要に応じて保護者面談への同席等を行った。

(2) 構成員

育成室等巡回相談員 1 人

(3) 実績

訪問回数 116回

【観察 58回、 協議 54回、 その他（保護者面談への同席等） 4回】

相談延べ件数 188件

【特別な支援を必要とする児童 133件、その他の気になる児童 49件、その他 6件】

(4) 実施状況

育成室の所管である児童青少年課と連携しながら行っている。対象児童は放課後に在室しているため、行動観察は午後に、職員との協議は翌日以降の午前中に行う形式をとっている。4年目となり、相談事業として定着し、育成室職員から気になる児童全般について適宜相談されるようになった。

8 学校と家庭の連携推進事業

(1) 活動内容

いじめ・不登校・児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、学校に「家庭と子供の支援員」を配置し、メンタルケアの知識・技術・経験を活かして、問題や悩みを抱える児童・生徒及び家庭への支援・相談・連携体制の構築を行った。平成 26 年度は、小学校 4 校、中学校 8 校に配置し、1 日 4 時間、週 3 日を基本とする支援を行った。

(2) 構成員

家庭と子供の支援員 13 人

(3) 実績

活用学校数 小学校 4校

中学校 8校

対象児童・生徒数 小学校 4人

中学校 12人

月別支援時間

単位：時間

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
支援時間数	77	165	247	172	0	195	243	234	242	218	327	327	2,447

(4) 実施状況

不登校の傾向として、年度の始めは教室に入るなど、前向きな姿を見せる傾向が見られる。しかし、ゴールデンウィーク明け頃から、徐々に休みが増え、運動会等の行事があつてつまずく場合がある。そのため、「家庭と子供の支援員」のニーズも学期が進むにつれて高まり、平成 26 年度についても年度末の活用が多くなった。

9 不登校対応チーム

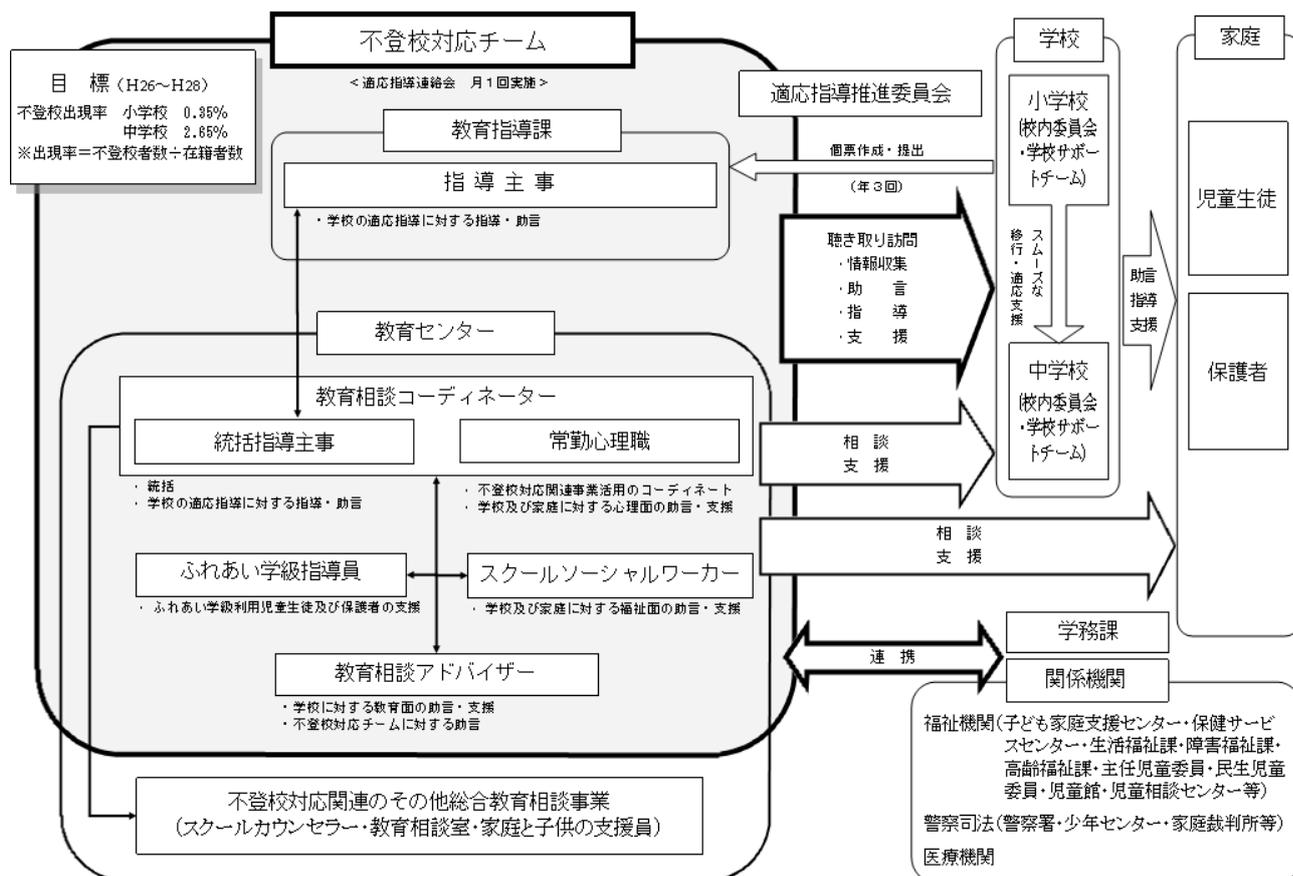
(1) 活動内容

不登校状態にある児童・生徒に対する登校支援の強化と、不登校の予防及び早期対応をねらいとして、教育相談コーディネーター（教育センター統括指導主事、常勤心理職）、ふれあい学級専門指導員、スクールソーシャルワーカー、教育相談アドバイザーで構成される不登校対応チームによる取組みを実施した。

平成 26 年度も、不登校状態及び不登校傾向・別室登校等の状況にある児童・生徒について、年 3 回、学校から個票形式で報告をもとめ、不登校対応チームが学校等に対する聞き取りやコンサルテーション等による支援・助言を行った。また、スクールソーシャルワーカーや教育相談室での直接支援につなぐケースもあった。なお、生活指導主任研修会等、各連絡会や研修会で、不登校対応についての研修も行った。

文京区総合教育相談事業 不登校対応支援イメージ図

平成26年4月版



(2) 実績と課題

不登校対応による改善状況と今後の取組

ア 現状

(ア) 不登校児童・生徒数及び出現率推移

小学校で微減、中学校で微増という結果になった。平成26年度の新中学1年生は、不登校の多い学年で、この学年が小学校から中学校へ移行したことが、結果にも反映していると考えられる。

また、年度があがるにつれ出現率が高くなることから、早期発見・早期対応のための工夫が重要であると考える。

(イ) 長期欠席者状況

長期欠席者については、主な欠席理由が、療育や検査のための入院、芸能活動、外国に帰省等であるため、不登校としてカウントしていないが、その中に不登校の対応が必要なケースも少なくないため、状況を見極めながら、早めに対応することが大切である。

(ウ) 不登校の直接のきっかけと考えられる状況

小学校では親子関係をめぐる問題、中学校では不安などの情緒的混乱が多い。

(エ) 不登校児童生徒の進路状況

単位制や通信制サポート校などを選択する生徒が。一方、全日制の私立進学を希望する生徒に対して、希望に沿った高校選択ができるための学力を身に付けることも必要な支援である。

また、進路先未定の生徒の場合、そのままひきこもりの状態になる例もあるため、高校に限らず、支援機関につなげることを目的とした支援をしていく必要がある。

イ 改善状況

(ア) 関係諸機関との関わり

スクールカウンセラー（以下SC）と子ども家庭支援センターが関わる率が高くなっている。都のSCの全校配置や、子ども家庭支援センター職員の増員等、マンパワーが増えたことも一因ではないかと思う。さらに、その他の関係機関との関わりが効果的に増えるよう努力が必要である。

また、小学校では、関係機関や校内における関わりが一切ない児童数が減少している。平成26年度に中学校で増加しているのは、学年として不登校の数が多く不登校の状態も重い1年生のグループが影響している。不登校児童・生徒への支援を考えたときに、このグループを関係諸機関につないでいくことが最重要課題である。

(イ) 不登校対応による改善状況

小学校では、例えば、放課後の登校ができるようになった、ふれあい学級に通級できるようになった、母親が子供への関わり方に配慮するようになった、完全復帰できた等の変化が見られ、一定の改善がみられる。年齢が低いほど、支援を入れることでの効果が大きい一方、家庭環境による影響も強く受けるため、家族を含めた支援が必要である。

また、中学生では、過半数以上に変化がみられ、学校を中心とした関係諸機関の支援が効果をあげていると考える。

(ロ) 今後の取り組みについて

不登校状態にある児童・生徒、その保護者への直接支援と、不登校になる前の予防的な関わりとの両面が必要である。総合教育相談事業の中で、不登校対応をしているのは、ふれあい学級、SC、スクールソーシャルワーカー、総合相談室、家庭と子どもの支援員の各事業である。どの事業についても直接支援していくことが多いが、今後は予防的な関わりも併せて増やせるようにしていく。

また、平成27年度は、SSWが4名体制となることで、重篤な不登校状態にある児童・生徒へのケースワークを中心とした活動だけではなく、学校に積極的に入ることで、不登校予備軍の児童・生徒や家庭に早期に関わる予防的な支援を目指していく。

不登校の背景には、学業不振や発達障害等があるが、総合相談室が乳幼児の療育と学齢期の教育相談を一本化したことで、切れ目のない支援が可能となった。今後は、二次障害といわれる発達障害児童・生徒の不登校を防ぐことも期待できる。

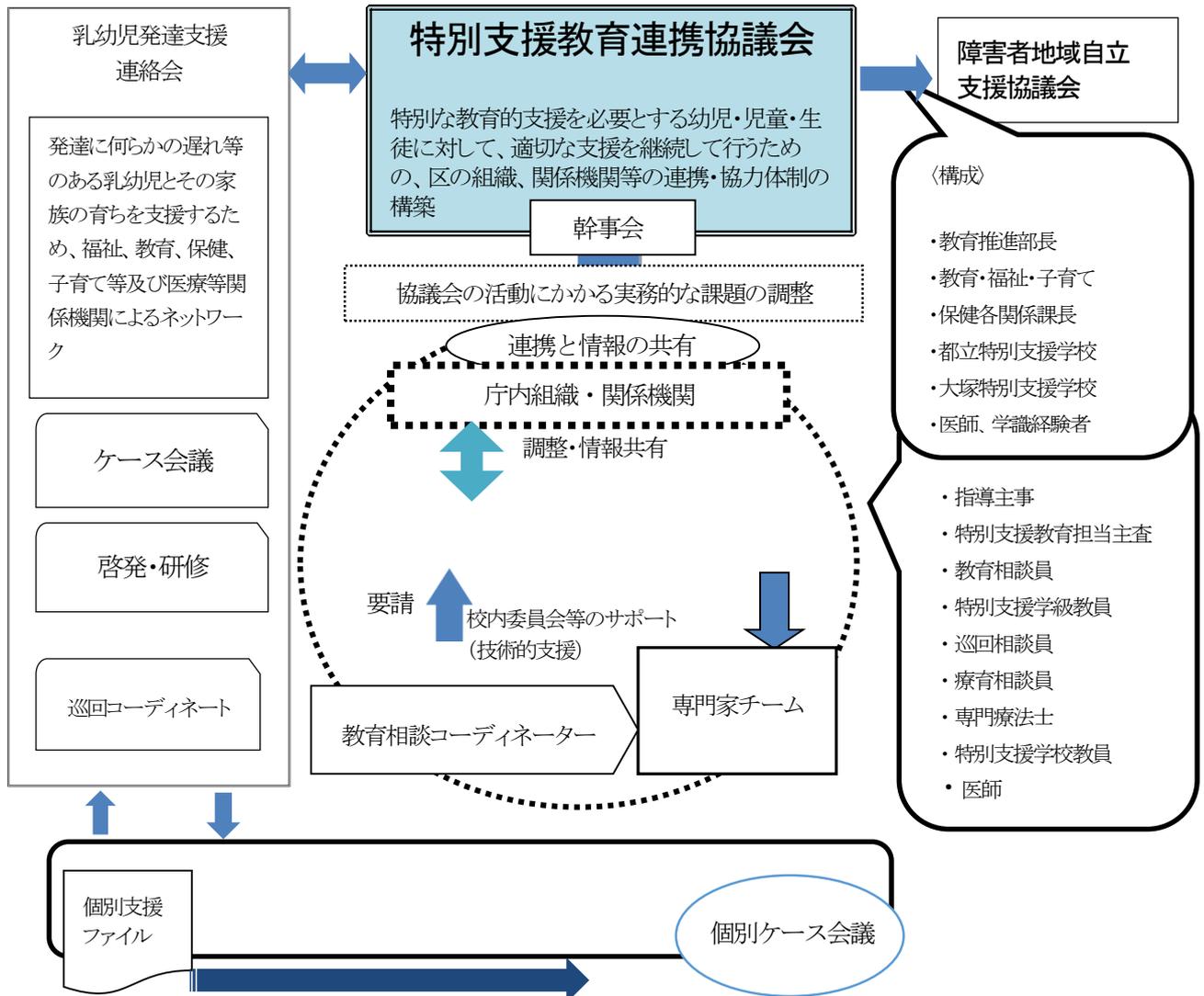
さらに、文京区内の大学と連携しながら、不登校問題専門の大学教授から不登校支援についてのシステムのアドバイスを受れたり、不登校児童・生徒への大学生による支援を受け入れたりしていく。

第6章 特別支援教育連携協議会

1 概要

特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育の推進に向け、学校・福祉・保健・医療等の関係諸機関の連携による適切な教育的支援を行うため、平成23年度より「特別支援教育連携協議会」を設置した。

【文京区特別支援教育連携協議会関係組織図】



2 特別支援教育連携協議会の開催

8月に第1回連携協議会を開催し、①専門家チーム活動状況について、②教育指導課と福祉センターからの取り組み状況について、③今後の特別支援教育連携協議会について、説明と協議を行った。3月の第2回連携協議会では、①新教育センターの概要説明について、②平成26年度専門家チーム派遣活動実績報告について、③平成26年度特別支援教育相談委員会審議件数の状況について、④インクルーシブ教育システム構築モデル事業について、説明と協議を行った。

3 専門家チームの派遣

専門家チームは、学校からの派遣要請により、対象児に対する専門的判断・教育的対応への専門的意見の提示・助言、学校等における支援会議等の運営支援、個別の教育支援計画や個別の同計画の作成支援など、教育現場に対する技術的支援を実施した。

(1) 実績

派遣依頼 27 件 派遣回数 73 回 延べ派遣人数 149 名

(2) 専門家チーム構成員

区分	所属	職名
教育推進部	教育指導課	統括指導主事
	教育指導課	特別支援教育担当主査
	教育センター	教育相談員
	教育センター	巡回相談員
	小学校	通級学級教員
	中学校	通級学級教員
福祉部	福祉センター	療育相談員
	福祉センター	言語療法士
	福祉センター	作業療法士
関係機関	都立王子特別支援学校	教員
	都立王子第二特別支援学校	教員
	都立北特別支援学校	教員
	筑波大学附属大塚特別支援学校	教員
	区内大学	大学教員
	医療機関	医師

第7章 自然科学教育事業

1 学校及び教員の支援事業

観察や実験、ものづくり等による自然事象の体験を通して、児童の自然科学に対する豊かな感性や創造性、科学的な見方や考え方を育むことを目的として、専門指導員を派遣し、理科の授業や科学クラブ等での指導・助言等を行うとともに、小学校PTAと連携した科学教室を実施した。

(1) サイエンス・アドバイザーの訪問指導

科学事業担当の専門指導員を「サイエンス・アドバイザー」として位置づけ、理科授業の準備指導や授業観察のために学校へ訪問指導し、経験年数の浅い教員の理科や科学の授業力の向上を図るとともに、教員からの授業等に関する問い合わせや相談に応じ、アドバイスをを行った。

※相談件数 10件

(2) 学校等への出前授業（自然科学）

学校長の申請により、学校等で行う理科の観察・実験を専門指導員が出向き、指導・助言を行った。

単位：人

回	実施日	学校名	支援内容	参加児童数	派遣指導員数
1	5月26日(月)	小日向台町小学校	浮沈子	16	2
2	5月30日(金)	柳町小学校	キラキラシャボン玉・T型グライダー	25	2
3	6月9日(月)	金富小学校	キラキラシャボン玉・T型グライダー	20	2
4	6月13日(金)	柳町小学校	立体紙飛行機、コマ、錯視	104	6
5	6月30日(月)	誠之小学校	果物電池	50	4
6	7月14日(月)	駒本小学校	ガラスビーズ顕微鏡	16	2
7	8月22日(金)	湯島小学校	立体紙飛行機・T型グライダー・錯視	60	4
8	9月16日(火)	金富小学校	立体紙飛行機	20	2
9	9月29日(月)	小日向台町小学校	紙コップモーター	16	2
10	10月17日(金)	柳町小学校	T型グライダー・錯視	25	2
11	12月15日(月)	誠之小学校	クリスマスツリー	50	4
12	1月19日(月)	駒本小学校	煮干の解剖	16	2
13	1月23日(金)	柳町小学校	紙コップモーター	25	2

14	1月26日(月)	金富小学校	トコトコ亀さん	20	2
15	2月2日(月)	小日向台町小学校	カラフルイクラ・いつも見てるよ	16	2
16	2月9日(月)	誠之小学校	カラフルイクラ・いつも見てるよ	50	4
計				529	44

(4) 移動科学教室 (自然科学)

各小学校PTAの申請により、学校を会場として「科学ショー」「体験コーナー」「制作コーナー」の3コーナーによる科学教室を実施した。

単位：人

回	実施日	学校名	参加学年	参加児童数	参加保護者数
1	6月1日(日)	根津小学校	3年生	40	38
2	6月1日(日)	汐見小学校	1年生	30	30
3	6月21日(土)	汐見小学校	6年生	36	22
4	7月5日(土)	誠之小学校	全学年	96	84
5	9月25日(木)	関口台町小学校	3年生	60	56
6	9月27日(土)	根津小学校	4年生	31	24
7	9月27日(土)	小日向台町小学校	全学年	70	64
8	10月5日(日)	汐見小学校	2年生	54	40
9	10月19日(日)	湯島小学校	全学年	96	72
10	10月29日(水)	柳町小学校	3年生	65	45
11	11月5日(水)	林町小学校	全学年	136	94
12	11月15日(土)	駕籠町小学校	全学年	78	77
13	1月24日(土)	本郷小学校	全学年	86	64
計				878	710

(5) 教育機器等の貸し出し

科学実験室で保管している紙漉き教材や電子天秤等の科学機器について、幼稚園・小中学校の要請に応じて貸し出した。

※貸出件数 2件

2 児童・生徒等を対象とした科学事業

一人ひとりの子どもに、自然事象を直接体験できる観察や実験、ものづくりの場を提供し、より深い興味や感動を呼び起こし、自ら考えながら問題解決を図ることができる力を養うことを目指した。合わせて、魅力的な新教材の開発、分かりやすいテキストの作成、指導法の改善に努めるとともに、各小学校に設置したポスター・チラシ用の専用掲示板を活用した周知・広報を行った。

(1) やってみましょう楽しい実験

様々な自然体験活動を創意工夫して展開することにより、児童・生徒の自然に対する興味・関心を呼び起こし、知的好奇心をもたせることをねらいとした。

また、5歳以上の幼児から中学生までを対象とするため、多様なニーズに応えられるテーマや、幼稚園年長児や小学校低学年でも家族で楽しみながら取り組めるもの、教科書に載っていない実験やものづくりなど、多岐にわたるテーマを設定し、興味に応じて自由に選択できるようにした。

なお、小学2年生以下は保護者同伴としているので、家族ぐるみの参加も多く、保護者の科学的関心を高めることにも寄与している。

ア 募集方法：区報ぶんきょう・ホームページに掲載

ポスターを幼稚園に、ポスター・チラシを区立小学校に配布

イ 対象：区内在住・在学の5歳以上の幼児、小学生・中学生

(小学2年生以下は保護者同伴)

ウ 定員：なし(テーマごとに当日、整理券による人数調整あり)

エ 参加費：無料

オ 指導員：専門指導員、外部指導員等

単位：人

回	実施日	時間	実施内容	参加者
1	4月26日(土)	午前	○ミクロの世界をのぞこう ○科学変化で虹を見よう	89
		午後	○不思議なコマをつくろう	96
2	6月28日(土)	午前	○科学マジック ○紙コップに虹を見よう	73
		午後	○夏の星座	62
3	8月23日(土)	午前	○磁石で遊ぼう ○浮沈子をつくろう	90
		午後	○風車をつくろう	32
4	10月18日(土)	午前	○空気の不思議 ○紙コプターをつくろう	51
		午後	○立体画面3Dを楽しもう	51
5	12月13日(土)	午前	○ドライアイスで実験をしよう ○よく飛ぶ飛行機をつくろう	72
		午後	○冬の星座	60
計				676

(2) 親子理科教室

小学1～3年生までの児童とその保護者を対象に、観察や実験、ものづくりなどを体験することにより、科学の楽しさや面白さ・すばらしさを実感し、自然科学への興味・関心を呼び起こすことをねらいとした。テーマは、児童のみでなく、保護者にも科学に対して興味・関心を持てるように、生活に密着した実験や工作を中心に設定するとともに、新しい科学情報も取り入れるよう努めた。また、親子がコミュニケーションをとりながら楽しく学ぶことができるよう楽しい実験や体験コーナーを設定して実施した。

- ア 募集方法：区報ぶんきょう・ホームページに掲載
ポスター・チラシを区立小学校に配布
- イ 対 象：区内在住・在学の小学1～3年生とその保護者
- ウ 定 員：30組
- エ 参 加 費：教材費相当額
- オ 指 導 員：専門指導員、外部指導員等

単位：人

回	実施日	時間	実施内容	参加者
1	5月17日(土)	午前	万華鏡をつくろう	42
		午後		44
2	7月12日(土)	午前	ポンポン船をつくろう	58
		午後		66
3	9月20日(土)	午前	紙の科学	62
		午後		56
4	11月8日(土)	午前	染めの科学	34
		午後		42
5	1月17日(土)	午前	ゴム鉄砲をつくろう	32
		午後		42
計				478

(3) 科学教室

科学に興味・関心を持つ児童が、自然科学の基礎的な観察や実験、ものづくりに取り組み、科学の楽しさを味わいながら創造性を培い、科学的な見方や考え方を身につけることをねらいとした。

また、学校の授業支援の観点から学習指導要領をふまえた実験や発展的な内容を取り入れ、科学の4分野（粒子・エネルギー・生命・地球）に基づくテーマを設定して実施した。

- ア 募集方法：区報ぶんきょう・ホームページに掲載
ポスター・チラシを区立小学校に配布
- イ 対 象：区内在住・在学の小学3～6年生及び中学生
- ウ 定 員：20～40人
- エ 参 加 費：教材費または行事保険料相当額
- オ 指 導 員：専門指導員、外部指導員等

単位：人

回	実施日	時間	実施内容	参加者
1	5月10日(土)	午前	小石川植物園で野外観察をしよう	30
2	6月14日(土)	午前	魚のからだのしくみ	44
3	7月19日(土)	午前	酸・アルカリと化学反応(中学生)	31

4	7月23日(水)	午前	岩石を調べよう～岩石標本をつくろう～	42
		午後		42
5	8月9日(土)	午前	化学変化と指示薬を調べよう 天文授業 ※1回に2講座実施	43
		午後		39
6	10月25日(土)	午前	ミニ水槽で生態系をつくろう	45
		午後		36
7	11月29日(土)	午前	日光写真機をつくろう	32
		午後		17
8	12月6日(土)	午前	電磁石の不思議 音の不思議 ※1回に2講座実施	23
		午後		27
9	1月10日(土)	午前	電子工作をしよう(中学生)	18
10	1月31日(土)	午前	電気分解とメッキ	33
		午後		28
計				530

(4) 子ども科学カレッジ

区内大学との連携事業の一環として、東京大学、お茶の水女子大学、日本女子大学、中央大学等の研究者が講師となり、大学の高度な研究に触れる機会を提供した。

ア 募集方法：区報ぶんきょう・ホームページに掲載

ポスター・チラシを区立小学校に配布

イ 対象：区内在住・在学の小学5～6年生及び中学生

ウ 定員：30～60人

エ 参加費：教材費または行事保険料相当額

オ 指導員：外部指導員等

単位：人

回	実施日	時間	実施内容	参加者
1	4月19日(土)	午後	星の進化、銀河の進化、宇宙の進化 講師：東京大学教授 戸谷 友則	75
2	5月24日(土)	午後	グラスハープで体験！音と波(会場：日本女子大学) 講師：日本女子大学助教 夏目 ゆうの	28
3	6月8日(日)	午前	ナノバイオテクノロジーが切り拓く未来の医療(会場：東京大学) 講師：東京大学助教 秋元 文	32
4	7月26日(土)	午後	目で見える消化機能(会場：お茶の水女子大学) 講師：お茶の水女子大学准教授 石川 朋子	38
5	8月2日(土)	午後	電気で体を治す～電気と体のかかわり～ 講師：お茶の水女子大学教授 太田 裕治	18
6	8月18日(月)	午後	なぜ生き物は減っているのだろうか？(会場：東京大学) 講師：東京大学教授 宮下 直	42

7	8月25日(月)	午後	ミクロの世界をのぞいてみよう(会場：日本女子大学) 講師：日本女子大学教授 永田 典子	24
8	9月6日(土)	午後	ひみつ(暗号)の話 ～携帯電話はどうしてつながる？～ 講師：中央大学教授 白井 宏	26
9	10月11日(土)	午後	わたしたちの住むまちを災害から守る！ 講師：中央大学教授 山田 正	16
10	11月22日(土)	午後	世界の飛行機を見よう(会場：本郷小学校) 講師：東京大学助教 クリス・ラビ	34
計				333

(5) スクール・モバイルミュージアム (移動博物館)

「最先端の学術研究の成果を子どもたちへ」をコンセプトに、東京大学総合研究博物館の研究成果を教育センターで展示するとともに、研究者によるギャラリーセミナー等を実施した。

ア 「脳と箱」展

(ア) 開催期間：5月15日(木)から8月30日(土)まで(祝日・日曜除く)

午前9時から午後4時30分まで

(イ) ギャラリーセミナー：5月31日(土)、6月14日(土)、7月5日(土)

(ウ) 入場料：無料

(エ) 総入場者数：1,335人

イ 「太陽系の秘境」展

(ア) 開催期間：10月10日(金)から平成27年1月31日(土)まで(祝日・日曜除く)

午前9時から午後4時30分まで

(イ) ギャラリーセミナー：10月11日(土)、11月29日(土)、12月20日(土)、
平成27年1月10日(土)

(ウ) 入場料：無料

(エ) 総入場者数：597人

(6) 理科自由研究の支援

夏休み期間中の5日間、自由研究を行う場として実験室を開放し、実験器具等を提供するとともに、専門指導員が指導にあたった。

ア 募集方法：区報ぶんきょうに掲載、ポスター・チラシを区立小・中学校に配布

イ 対象：区内在住・在学の小学校3～6年生及び中学生

ウ 定員：各日15人(電話で申し込み、先着順)

エ 期間：8月18日(月)～8月22日(金)

オ 費用：無料

カ 利用者数：20人

第8章 情報科学教育事業

1 概要

児童及び生徒が身近な情報機器であるパソコンに慣れ親しむとともに、それぞれに適したレベルのソフトを活用し、パソコンを通じた教育に理解を深めてもらうために、「子どもパソコン教室」を実施した。

また、保護者がパソコンの操作方法や楽しみ方を習得し、親子のコミュニケーションを図るツールとしての活用や、コンピュータ教育への理解を深めてもらうために、「のんびりパソコンルーム」を開催した。

2 学校及び教員の支援事業

(1) パソコン・ヘルプデスクの設置

ICT研修担当の専門指導員による「パソコン・ヘルプデスク」を設置し、パソコンや先進教育機器等の扱いに関する問い合わせや相談に応じ、アドバイスをを行った。また、ホームページ支援として、定期的にホームページの更新がされていない幼稚園・小中学校については、巡回指導を行い、更新を行うとともに、要望があった幼稚園・小中学校にはアップからフォローまでの対応も行った。

3 実施状況

(1) 子どもパソコン教室

- ア 募集方法：区報ぶんきょう・ホームページに掲載
- イ 対象：区内在住・在学の小学生及びその保護者
- ウ 定員：各回10人程度（保護者除く）
- エ 参加費：教材費相当額
- オ 指導員：専門指導員

単位：人

回	実施日	時間	研修内容	参加者
1	4月12日(土)	午前	パソコンでペーパークラフトをつくろう	23
		午後		9
2	4月19日(土)	午前	パソコンで名刺をつくろう	16
		午後		12
3	5月10日(土)	午前	アルゴリズム	25
		午後		18
4	5月17日(土)	午前	ビスケット	23
		午後		16
5	6月7日(土)	午前	パソコンでマイプリントTシャツをつくろう	15
		午後		12
6	6月14日(土)	午前	パソコンでマイフォトブックをつくろう	18
		午後		18
7	7月5日(土)	午前	パソコンでマイうちわをつくろう	18
		午後		17
8	7月12日(土)	午前	パソコンでマイ豆本をつくろう	23
		午後		18

9	8月2日(土)	午前	パソコンでマイプリントTシャツをつくろう	4
		午後		13
10	8月9日(土)	午前	アルゴリズム	16
		午後		16
11	8月16日(土)	午前	パソコンでマイプリントTシャツをつくろう	11
		午後		14
12	8月23日(土)	午前	パソコンでマイDVDフォトムービーをつくろう	10
		午後		9
13	9月6日(土)	午前	パソコンでペーパークラフトをつくろう	5
		午後		7
14	9月27日(土)	午前	パソコンでマイDVDフォトムービーをつくろう	7
		午後		5
15	10月18日(土)	午前	パソコンでマイポスターをつくろう	10
		午後		20
16	10月25日(土)	午前	ビスケット	13
17	11月8日(土)	午前	パソコンでマイカレンダーをつくろう①	10
		午後		15
18	11月15日(土)	午前	パソコンでマイカレンダーをつくろう②	9
		午後		17
19	12月6日(土)	午前	パソコンで年賀状をつくろう	23
		午後		14
20	12月13日(土)	午前	スクラッチ	11
		午後		11
21	1月17日(土)	午前	アルゴリズム	32
		午後		-
22	1月24日(土)	午前	パソコンでペーパークラフトをつくろう	9
		午後		10
計				602

(2) のんびりパソコンルーム

ア 募集方法：区報ぶんきょう・ホームページに掲載

イ 対象：区内在住・在学の児童・生徒の保護者

ウ 定員：10人

エ 開催日時：毎週木曜日 午前10時～12時

オ 費用：無料

カ 指導員：専門指導員

キ 実施状況：延べ参加者 47人

第9章 地域・大学連携協働デスク事業

1 概要

教育資源である区内大学やNPO等からの提案や情報提供を受け、それらを幼稚園・小学校・中学校等の教育活動に活用し、児童・生徒に多様で豊かな教育環境を提供するために、区内大学やNPO等と教育委員会を結ぶ窓口として教育センターに「地域・大学連携協働デスク」（以下「協働デスク」）を設置した。

2 実施状況

連携先	実施校	実施日	参加児童数
東京大学総合研究博物館 インターメディアテク 学校対象教育プログラム 「アカデミック・アドベンチャー」	湯島小学校	7月9日（水）	第6学年 35人
		7月16日（水）	第5学年 41人
	小日向台町小学校	12月17日（水）	第6学年 39人

* 参加に要する児童交通費については、教育センター予算から支出した。

第10章 小・中学校連合行事等事業

1 概要

区立の小学校・中学校の児童・生徒を対象に、小学校及び中学校連合行事を、教育委員会・校長会・教育研究会の主催により実施した。

行事は、良質な演劇や音楽の鑑賞教室、体力及び技能の向上を目的とした陸上記録会・音楽会・展覧会、そして平素の学習成果やクラブ活動の成果を発揮する総合体育大会・連合演奏会・その他発表会等である。

事業の運営は担当部会の教員があたり、庶務・経理は教育センターが担当した。

2 実施状況

(1) 小学校連合行事

事業名 (対象学年)	実施期間 場所	参加人数 ・作品数	内容
音楽鑑賞教室 (5年生)	5月15日(木) シビックホール	1,183人	歌劇「カルメン」より前奏曲 他3曲 楽器紹介・全員合唱「ビリーブ」 (公)東京フィルハーモニー交響楽団
演劇鑑賞教室 (3年生又は4年生)	6月19日(木) シビックホール	1,175人	「オズの魔法使い」 劇団ポプラ
陸上記録会 (6年生)	10月23日(木) 六義公園運動場	1,109人	100m走・50m走・50mハードル走・ 走り高跳び・走り幅跳び・ 400mリレー
連合展覧会(区) (全学年)	1月28日(水)～ 2月1日(日) ギャラリーシビック ・アートサロン	2,135点	図工・書写の作品の発表・鑑賞
東京都公立学校 美術展覧会 (全学年選抜作品)	2月9日(月)～ 2月14日(土) 東京都美術館	89点	図工科・国語科(書写)

* 平成25年度実施の連合音楽会は、隔年行事のため平成26年度は実施なし

(2) 中学校連合行事

事業名 (対象学年)	実施期間 場所	参加人数 ・作品数	内容
音楽鑑賞教室 (3年生)	5月13日(火) シビックホール	703人	歌劇「アイダ」より「凱旋行進曲」 他3曲 楽器紹介(アンサンブル) (公)東京フィルハーモニー交響楽団
吹奏楽講習会 (全学年)	5月11日(日) 音羽中学校	173人	専門家による各楽器の講習 一・三・六・八・九・十・文林・ 茗台・本郷台・音羽中学校
演劇鑑賞教室 (2年生)	7月11日(金) シビックホール	0人 (中止)	上演予定作品 「夏の庭 - The Friends -」 劇団東京芸術座
連合演奏会 (全学年)	7月27日(日) シビックホール	236人	自由曲・合同合唱
都行事 吹奏楽コンクール (選抜)	7月30日(水)～ 8月9日(土) 府中の森芸術劇場・練 馬文化センター	221人	課題曲・自由曲 一・三・六・九・十・茗台・本郷台・ 音羽中学校
総合体育大会 (1・2年生)	8月20日(水)～ 8月22日(金) スポーツセンター ・総合体育館等	1,303人	バレーボール・バスケットボール・ ソフトテニス・バドミントン・ サッカー・卓球・剣道・野球
都行事 アンサンブルコンテ スト(選抜)	1月24日(土)～ 1月25日(日) 府中の森芸術劇場	42人	自由曲 一・九・十・文林・本郷台中学校
東京都公立学校 美術展覧会 (全学年選抜作品)	2月9日(月)～ 2月14日(土) 東京都美術館	239点	美術科、国語科(書写)、技術・家庭科

* 演劇鑑賞教室は台風8号接近のため中止

* 平成26年度はシビックホール改修工事があり8月16日(土)から12月12日(金)は使用が出来な
かったため、演劇鑑賞教室・連合演奏会は、例年より早い7月に実施

* 和楽器の指導は平成26年度は実施なし

第11章 その他の事業

1 協定事業

(1) NPO法人 文京教育トラスト

NPO法人文京トラストが次の事業を実施するに当たり、区立学校へのちらし印刷・配布などの広報支援等を協定に基づき実施した。

ア はじめての英語教室、春期中学準備教室

小学生を対象に、ネイティブ等の講師から英語を学ぶ体験教室を実施した。

また、中学校での英語授業の準備として、小学6年生を対象とした春期中学準備教室を実施した。

(ア) 対象：小学生

(イ) 会場：第一中学校、文林中学校ほか

(ウ) 実施日

①はじめての英語教室：土曜日(午前)

1学期 4月12日～7月19日

2学期 9月6日～12月20日

3学期 1月11日～3月14日

②春期中学準備教室

3月30日～4月3日

(エ) 参加者数 延べ3,235人

イ 中学生の活動支援

第一中・第三中・第十中・文林中・茗台中・音羽中に講師を派遣して、英語・数学の補習並びに英検・数検・漢検の受検対策を行った。さらに、スポーツ活動の支援も行った。

文京区教育センター条例

平成二十六年十二月十一日

条例第三十一号

文京区教育センター条例（平成九年三月文京区条例第十三号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 教育の充実及び振興を図るため、文京区教育センター（以下「センター」という。）を東京都文京区湯島四丁目七番十号に設置する。

（事業）

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 教員の研修に関すること。
- 二 子どもの発達及び教育に係る相談に関すること。
- 三 科学教育の振興に関すること。
- 四 教育に関する調査及び研究に関すること。
- 五 教育に関する資料の整備及び活用に関すること。
- 六 センターの施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）の使用に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要であると認めた事業

（職員）

第三条 センターに事務職員その他の必要な職員を置く。

（運営委員会）

第四条 センターの円滑な運営を図るため、文京区教育センター運営委員会を置く。

2 文京区教育センター運営委員会の運営等について必要な事項は、委員会規則で定める。

（休館日）

第五条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（開館時間）

第六条 センターの開館時間は、午前八時三十分から午後六時三十分までとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の承認）

第七条 施設等を使用しようとする者は、委員会規則で定めるところにより委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の使用の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第八条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の使用の承認をしない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- 二 センターの管理上支障があると認めたとき。
- 三 営利を目的とすると認めたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が使用を不適當であると認めたとき。

(使用料)

第九条 第七条第一項の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第十条 委員会は、特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第十一条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会は、特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止等)

第十二条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第十三条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第十四条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- 一 使用の目的又は条件に違反したとき。
- 二 この条例若しくはこれに基づく委員会規則に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。
- 三 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第十五条 使用者は、使用を終了したとき又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第十六条 使用者は、その責めに帰すべき事由により施設等に損害を与えた場合は、委員会が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会は、やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 委員会は、第十四条第四号に該当するときに除き、第八条に規定する施設等の使用の不承認又は第十四条に規定する施設等の使用の承認の取消し、使用の制限若しくは使用の停止によって使用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(委任)

第十七条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の文京区教育センター条例別表に規定する施設等の使用に係る使用申込みその他の必要な準備については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(文京区暴力団排除条例の一部改正)

3 文京区暴力団排除条例（平成二十四年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

別表（第九条関係）

一 施設の使用料

施設名	使用料	
	午前	午後
研修室1	八〇〇円	一、一〇〇円
研修室2	一、九〇〇円	二、五〇〇円
研修室3	九〇〇円	一、二〇〇円

備考

- 1 施設を使用することができる日は、月曜日から金曜日までとする。
- 2 施設の使用単位は、次のとおりとする。ただし、同一施設について午前及び午後を継続して使用する場合は、午前九時から午後五時までとする。

午前 午前九時から午後零時まで

午後 午後一時から午後五時まで

二 附帯設備の使用料

種別	使用単位	使用料
液晶プロジェクター	一式一回	二〇〇円
音響セット	一式一回	五〇〇円

備考

- 1 附帯設備の使用単位の一回は、施設の使用単位に対応する時間とする。
- 2 附帯設備のみの使用は、認めない。

文京区教育センター条例施行規則

平成二十七年三月二十四日

文教委規則第十七号

文京区教育センター条例施行規則（平成九年三月文京区教育委員会規則第三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、文京区教育センター条例（平成二十六年十二月文京区条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第二条 文京区教育センター（以下「教育センター」という。）の施設利用（条例第七条第一項の規定による施設使用を除く。）は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 文京区立幼稚園及び小・中学校に勤務する教員が、教育上の研究及び研修を目的として利用する場合
- 二 文京区立幼稚園児及び小・中学校児童・生徒に、教育上の目的をもって利用させる場合
- 三 その他文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合

（使用申請）

第三条 条例第七条第一項の規定により教育センターの施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、文京区教育センター使用・減額・免除申請書（別記様式第一号。以下「使用申請書」という。）により委員会に申請しなければならない。

（申請の受付）

第四条 前条の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の一月前から使用日まで受け付ける。この場合において、使用日の一月前の日が条例第五条に定める休館日に当たるときは、その翌日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、次の各号に定める場合は申請を受け付けることができる。

- 一 区又は委員会が行政目的のために使用するとき。
- 二 前号のほか、委員会が特に必要があると認めたとき。

（使用の承認等）

第五条 施設等の使用の承認は、申請の順序による。ただし、同時の申請があったときは、抽選等の方法による。

2 委員会は、前項の規定により使用の承認（次条第一項の規定による使用の変更の承認を含む。）をしたときは、文京区教育センター使用・減額・免除承認書（別記様式第二号。以下「承認書」という。）を交付する。

3 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設等を使用する際、承認書を係員に提示しなければならない。

（使用の変更等）

第六条 使用者は、使用目的、使用年月日、使用しようとする施設等、使用単位その他の使用の承認を受けた事項の変更（以下「使用の変更」という。）をし、又は施設等の使用の取消し（以下「使用の取消し」という。）をしようとするときは、文京区教育センター使用変更・還付申請書（別記様式第三号）又は文京区教育センター使用取消・還付申請書（別記様式第四号）に前条第二項の規定により交付を受けた承認書（使用の変更の承認を受けた使用の取消しをしようとするときは、当該変更に係る承認書）を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による使用の変更の申請は、一回に限り、変更前の使用日の三日前まで行うことができる。

3 第四条の規定は、使用の変更について準用する。

4 使用者は、使用の変更の承認を受けた後の使用料が既納の使用料より多いときは、その差額を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第七条 条例第十条の規定により、委員会が使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

一 官公署が行政目的のために使用するとき。 五割減額

二 区又は委員会が行政目的のために使用するとき。 免除

2 前項のほか、委員会が特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 前二項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ使用申請書により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

（使用料の還付）

第八条 条例第十一条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合及び還付の額は、次に定めるとおりとする。

一 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。 全額

二 工事その他委員会の都合により施設等の使用ができなくなったとき。 全額

三 使用日の三日前までに使用の変更の申請があった場合において、使用の変更の承認後の使用料が既納の使用料より少なくなり、委員会が相当の理由があると認めたとき。 当該差額の五割相当額

四 使用日の三日前までに使用の取消しの申請があった場合において、委員会が相当の理由があると認めたとき。 五割相当額

五 前各号のほか、委員会が特に理由があると認めたとき。 全部又は一部の金額

2 前項第三号、第四号又は第五号の規定により還付を受けようとする者は、文京区教育センター使用変更・還付申請書又は文京区教育センター使用取消・還付申請書により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

（使用者の義務）

第九条 使用者は、施設等の使用に当たっては、係員の指示に従い、その使用を終了したときは、係員の点検を受けなければならない。

（委任）

第十条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の文京区教育センター条例施行規則第四条に規定する申請の受付その他の必要な準備については、この規則の施行の前においても行うことができる。

別記様式第1号(第3条・第7条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用・減額・免除申請書

文京区教育委員会 殿

以下のとおり申請します。

予約番号：

団体名		代表者名	
行事名			
使用目的 (具体的に)		使用予定人数	
使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
年 月 日 (曜日)	午前 午後		円

使用責任者 住所 氏名 電話番号 ()

使用料①	円
減免額②	円
合計(①-②)	円

減額・免除の理由 文京区教育センター条例施行規則第7条第 項第 号により

備考

別記様式第2号(第5条・第6条・第7条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用・減額・免除承認書

文京区教育委員会 印

以下のとおり承認します。

予約番号：

団体名		代表者名	
行事名			
使用目的 (具体的に)		使用予定人数	
使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
年 月 日 (曜日)	午前 午後		円

使用責任者 住所 氏名 電話番号 ()

使用料①	円
減免額②	円
合計(①-②)	円

減額・免除の理由 文京区教育センター条例施行規則第7条第 項第 号により

備考(変更・取消理由)

別記様式第3号(第6条・第8条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用変更・還付申請書

文京区教育委員会 殿

団体名 _____

代表者名 _____

以下のとおり使用の変更を申請します。

使用内容	変更前	行事名			
		使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
		年 月 日 (曜日)	午前 午後		円
	変更後	行事名			
		使用日時		施設名・附帯設備名	施設・附帯設備 使用料
		年 月 日 (曜日)	午前 午後		円
使用変更の理由					
文京区教育センター条例施行規則第6条第4項の規定により、差額 円を納付します。				使用料	円
				減免額	円
文京区教育センター条例施行規則第8条第1項第3号の規定により、差額の5割相当額 円の還付を申請します。				既納額	円
				差 額	円
備考					

別記様式第4号(第6条・第8条関係)

年 月 日

文京区教育センター使用取消・還付申請書

文京区教育委員会 殿

団体名 _____

代表者名 _____

以下のとおり使用承認の取消しを申請します。

行事名			
使用日時		施設名	施設・附帯設備 使用料
年 月 日 (曜日)	午前 午後		円

取消理由	
------	--

使用責任者 住所 氏名 電話番号 ()

納付額	円
還付金 文京区教育センター条例施行規則第8条第1項第 号により	円

備考

別記様式第1号 (第3条・第7条関係)

別記様式第2号 (第5条・第6条・第7条関係)

別記様式第3号 (第6条・第8条関係)

別記様式第4号 (第6条・第8条関係)

文京区教育センター処務規則

昭和四十一年十月十二日

文教委規則第八号

改正 昭和四六年一月一五日文教委規則第六号	昭和五一年七月一四日文教委規則第一一号
昭和五五年四月一五日文教委規則第一一号	昭和五六年四月一日文教委規則第七号
昭和五八年三月二二日文教委規則第一〇号	昭和六一年三月三十一日文教委規則第六号
平成元年三月二四日文教委規則第四号	平成九年三月二八日文教委規則第四号
平成一四年二月一二日文教委規則第一〇号	平成一九年三月八日文教委規則第四号
平成二二年三月三十一日文教委規則第九号	平成二六年三月二七日文教委規則第一〇号
平成二七年三月二四日文教委規則第一八号	

(目的)

第一条 この規則は、文京区教育センター（以下「教育センター」という。）に関する事務を処理するため、組織その他必要な事項を定めることを目的とする。

(運営委員会)

第二条 文京区教育センター条例（平成二十六年十二月文京区条例第三十一号）第四条に基づく、教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、区立学校（園）長及び区立学校教諭、並びに教育局職員のなかから、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が命じ、又は委嘱する。

2 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 一 委員長及び副委員長は、運営委員会のなかから委員会が命ずる。
- 二 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統理する。
- 三 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

3 運営委員会に、理事を置くことができる。

(参与)

第三条 教育センターの事業を推進するため、参与を置くことができる。

(資料提出)

第四条 教育センターは、その業務上必要な事項について、区立学校、その他の教育機関に対し、調査統計等の資料又は報告書の提出を求めることができる。

(係等の設置)

第五条 教育センターに次の係等を置く。

- 一 学校支援係
- 二 児童発達支援係
- 三 課務担当主査

(職員)

第六条 教育センターに次の職員を置く。

- 一 所長
- 二 係長
- 2 教育センターに課務担当主査（以下「主査」という。）及び統括指導主事又は指導主事を置くことができる。

(資格及び任免)

第七条 所長は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の課長相当職とする。

- 2 係長及び主査は、教育局職員のうちから委員会が命じ、その職は、教育局の係長相当職とする。
- 3 前二項以外の職員は、教育局職員のうちから委員会が命ずる。

(職責)

第八条 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務を管理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 係長は、上司の命を受け、担当事務を分掌する。
- 3 主査は、上司の命を受け、教育センターの事務のうち特定の事務を処理する。
- 4 統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する職務に従事する。

(所掌事務)

第九条 教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。

学校支援係

- 一 教育センター運営委員会に関すること。
- 二 公印の管守及び文書に関すること。
- 三 予算、決算及び経理に関すること。
- 四 教育センターの施設等の維持管理に関すること。
- 五 教科書センターに関すること。
- 六 教育資料に関すること。
- 七 調査研究に関すること。
- 八 教育機器に関すること。
- 九 幼児教育の支援に関すること。
- 十 教員の研修に関すること。
- 十一 教育相談に関すること。
- 十二 庁中取締りに関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、教育センターに関すること。

児童発達支援係

一 児童発達支援センターに関すること。

課務担当主査

一 科学教育に関すること。

二 健康教育に関すること。

課務担当主査

一 子どもの発達及び教育に係る相談に関すること。

二 児童発達支援センターに関すること。

(所長の決定対象事案)

第十条 所長が決定できる事案はおおむね次のとおりとする。

- (一) 教育センターに勤務する職員の内国旅行、欠勤、休暇、超過勤務、宿日直及び休日勤務に関すること。
- (二) 常例に属する公告、公表、認定、証明、報告、通達、申請、照会及び回答に関すること。
- (三) 教育センター業務の適正な運営を図るため、必要な指導、助言又は援助に関すること。
- (四) 教育センターに関係する相互間の常例的連絡調整に関すること。
- (五) 区立学校その他の教育機関に対し、教育センター運営上必要とする調査統計資料及び報告書の提出請求に関すること。
- (六) 教育センターの業務に関係する職員の報酬、給与、旅費、公務災害補償等の請求及び支給に関すること。
- (七) 教育センターで扱う現金及び金券の出納管理に関すること。
- (八) 常例の広報に関すること。
- (九) 教育センターの維持管理及び保安に関すること。
- (十) 前九号のほか、常例的事項に関すること。

(事案決定の臨時代行)

第十一条 所長が出張又は休暇、その他の事故により不在のときは、所長に代わつて係長がその事案を決定することができる。

2 前項により決定できる事案は、特に至急に処理しなければならないものに限る。

3 第一項及び第二項の規定により、決定を行なつた者は、その事案について、所長に報告しなければならない。

(その他の職員)

第十二条 教育センターに第六条に掲げる職のほか、次の職を置くことができる。

- 一 研究員
- 二 専門指導員

- 三 講師
- 四 司書
- 五 相談員
- 六 医師
- 七 看護師

2 前項に掲げる職員は、教育委員会が命じ、又は委嘱し、その身分は非常勤職員とする。

(報告)

第十三条 所長は、教育センターの業務について、常例及び随時に上司に報告しなければならない。

(委任)

第十四条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が定める。

(準用)

第十五条 この規則に定めのないことについては、教育局について定めるところによる。

2 前項の規定によれないと認める場合は、上司の承認を経るものとする。

付 則

この規則は、昭和四十一年十月十五日から施行する。

付 則 (昭和四六年十一月一五日文教委規則第六号)

この規則は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

付 則 (昭和五一年七月一四日文教委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和五五年四月一五日文教委規則第一一号)

この規則は、昭和五十五年四月二十五日から施行する。

付 則 (昭和五六年四月一日文教委規則第七号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

付 則 (昭和五八年三月二二日文教委規則第一〇号)

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

付 則 (昭和六一年三月三十一日文教委規則第六号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

付 則 (平成元年三月二四日文教委規則第四号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

付 則 (平成九年三月二八日文教委規則第四号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

付 則 (平成一四年二月一二日文教委規則第一〇号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

付 則 (平成一九年三月八日文教委規則第四号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則（平成二二年三月三十一日文教委規則第九号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則（平成二六年三月二七日文教委規則第一〇号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付 則（平成二七年三月二四日文教委規則第一八号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

文京区教育センター総合教育相談事業運営要綱

21 文教セ第 535 号 平成 22 年 3 月 25 日教育長決定

23 文教教セ第 377 号 平成 24 年 3 月 27 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、文京区教育センター条例（平成 9 年 3 月文京区条例第 13 号）第 2 条第 8 項の規定に基づき、いじめ、不登校、非行、家庭内暴力、児童虐待（ネグレクトを含む。）、発達障害、集団不適応等の幼児・児童・生徒（以下「児童等」という。）の問題行動及び教育・生活に係る悩みの予防・発見・解消に向けて、学校、保護者及び児童等への支援を行う総合教育相談事業（以下「事業」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第 2 条 事業において行う業務は、教育相談室の開設、区立中学校へのスクールカウンセラーの配置、区立小学校へのスクールカウンセラーの派遣、「ふれあい学級」（適応指導教室）の設置、スクールソーシャルワーカーの配置、育成室巡回相談員及び巡回相談員の派遣、並びに学校と家庭の連携推進事業とする。

2 事業を効果的に実施するために、教育指導課指導主事と連携し、かつ、各業務のコーディネーターや相談窓口として事業を調整する相談担当の職員（常勤心理職）及び当該教育指導課指導主事を「教育相談コーディネーター」として位置づける。

(教育相談室)

第 3 条 教育・生活に係る悩みを持つ、区の区域内に在住又は在学の児童等とその保護者及び教職員に対して、相談活動及び心理的援助を行うため、教育相談室を開設する。

2 教育相談室の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 面接相談に関すること。
- (2) 電話相談に関すること。
- (3) 教育相談に係る啓発及び普及に関すること。

3 教育相談室に次の職員を置く。

- (1) 教育相談員
- (2) 講師

4 教育相談室の職員の資格及び任免は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教育相談員は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「協会」という。）の認定する臨床心理士資格を有する者又は教育相談に関して専門的知識・経験を有する者のうちから文京区教育委員会（以下「委員会」という。）が選考し、非常勤職員として任用する。

(2) 講師は、精神科医、小児神経科医、臨床心理学者、発達心理学者、臨床心理士等、高い専門性を有する者のうちから委員会が選考し、非常勤職員として任用する。

(スクールカウンセラー)

第 4 条 区立小学校及び区立中学校において、児童等（幼児を除く。以下同じ。）、その保護者及び教員への心理的援助、相談活動等を行うため、区立中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、区立小学校にスクールカウンセラーを派遣する。

2 スクールカウンセラーの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童等及びその保護者の相談に関すること。
- (2) 教員に対するコンサルテーションに関すること。
- (3) 相談活動及び心理教育の啓発活動に関すること。

3 スクールカウンセラーは、協会の認定する臨床心理士資格を有する者又は教育相談に関して専門的知識・経験を有する者のうちから委員会が選考し、非常勤職員として任用する。

4 都におけるスクールカウンセラーの勤務等については、東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱（平成13年3月12教指企第623号）に定めるとおりとする。

（「ふれあい学級」（適応指導教室）の設置）

第5条 心理的理由等により長期にわたり不登校となっている児童等を対象に、通常の学校とは異なる環境における学習活動及び集団適応活動を行うことにより、当該児童等の自立の促進及び学校生活への復帰を支援する場として、特設の学級「ふれあい学級」を旧西片幼稚園内に設置する。

2 ふれあい学級の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不登校等学校不適応の児童等の支援に関すること。
- (2) 入級手続に関すること。
- (3) 児童等の個別指導計画の作成に関すること。
- (4) 学校、保護者及び関係機関との連携に関すること。

3 ふれあい学級に、東京都公立学校嘱託員又は東京都公立学校非常勤職員相当の者を指導員として委員会が任命する。

（スクールソーシャルワーカー）

第6条 学校・家庭・関係機関等の連携・調整及び児童等を取り巻く環境の改善を図るコーディネーターとしてスクールソーシャルワーカーを配置する。

2 スクールソーシャルワーカーの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 問題を抱える児童等が置かれた環境の改善に関すること。
- (2) 関係機関等の連携・調整・情報交換等、ネットワークの活用に関すること。
- (3) 保護者・教職員に対する支援・相談・情報提供に関すること。

3 スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士又は精神保健福祉士資格を有する者又は児童福祉領域での臨床経験を有する者のうちから委員会が選考し、非常勤職員として任用する。

（育成室巡回相談員）

第7条 特別な支援を必要とする児童が在籍する育成室等の職員に対し、保育内容の充実を目的とした指導や助言をするとともに、個別指導計画の作成支援等を行うため、育成室巡回相談員を派遣する。

2 育成室巡回相談員の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 育成室等の職員へのコンサルテーションに関すること。
- (2) 個別指導計画の作成支援等に関すること。

3 育成室巡回相談員は、臨床発達心理士又は臨床心理士の資格を有する者等のうちから委員会が選考し、非常勤職員として任用する。

（巡回相談員）

第8条 通常の学級に在籍するLD等の児童等に対する指導内容及び方法に関し、教員に対する指導又は助言を行うために、巡回相談員を派遣する。

2 巡回相談員は、教員へのコンサルテーションに関することを職務とする。

3 巡回相談員は、LD等に関する専門知識・経験を有し、かつ、事業の推進に適している者を委員会が委嘱する。

（学校と家庭の連携推進事業）

第9条 いじめ、不登校、児童虐待等生活指導上の課題に、学校及び家庭と連携して取り組み、その解決を図ることを目的として、「家庭と子供の支援員」を配置する。

2 家庭と子供の支援員は、不登校等の生活指導上の課題をもつ児童・生徒への個別支援を行うとともに、校内連携に関することを職務とする。

3 家庭と子供の支援員は、教育相談に理解があり家庭と子供の支援員になることを希望する者のうちから委員会が選考し、委嘱する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項は、教育推進部長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

学校と家庭の連携推進事業実施要領

平成 22 年 3 月 31 日 教育推進部長決定

平成 23 年 3 月 31 日 改正

(目的)

- 1 いじめ、不登校、児童虐待等生活指導上の課題に、学校及び家庭と連携して取り組み、その解決を図ることを目的として、「家庭と子供の支援員」（以下「支援員」という）を配置する。

(活動内容)

- 2 支援員は、学校に配置し、以下の活動を行うものとする。
 - (1) 登校時の家庭訪問による児童・生徒の出迎え及び保護者の相談に対する助言
 - (2) 登校後の児童・生徒への保健室・相談室での個別指導・相談
 - (3) 保健室・相談室登校から教室登校へのサポート
 - (4) 児童・生徒の不登校・人間関係に起因する問題行動・虐待等の改善や未然防止に向けた学校と保護者との連絡及び保護者の子育てに関する相談

(配置)

- 3 支援員の配置は、次のように行う。
 - (1) 教育相談コーディネーターは、中学校ふれあいサポーターの登録者その他の者から適任者を選定し、面接を通じて決定する。
 - (2) 支援員の配置は、原則として1日4時間、週3回、30週分とし、当該校との打ち合わせを経て開始する。
 - (3) 謝礼は、交通実費相当額を含めて、1時間当たり1,000円とする。ただし、送迎等に係る距離等を勘案し、1時間当たり1,100円とすることができる。
 - (4) 謝礼の支払いは、学校長から提出された勤務実績報告書（別紙様式）に基づき、一月分を翌月に振り込むものとする。

(保険)

- 4 支援員は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会のボランティア保険又は、大学等で指定するボランティア活動保険等に加入する。

(庶務)

- 5 本事業の庶務は、文京区教育センターにおいて処理する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

文京区スクールソーシャルワーカー運営要領

22 文教セ第 227 号 平成 22 年 9 月 30 日 教育推進部長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、文京区教育センター総合教育相談事業運営要綱第 8 条に規定するスクールソーシャルワーカーの業務について、その細則を定めるものである。

(職制)

第 2 条 スクールソーシャルワーカーは、文京区教育センター所長が指揮監督する。

2 総合教育相談コーディネーターは、スクールソーシャルワーカーの業務を統括する。

(職務)

第 3 条 スクールソーシャルワーカーは、小学校及び中学校（以下「学校等」という。）に在籍する児童・生徒（以下「児童等」という。）について、児童等とこれを取り巻く環境との接点を調整することにより、児童等を取り巻く環境の改善を図るとともに、学校等、保護者及びその他関係者が自ら対処する能力を高めることができるよう支援する。

2 スクールソーシャルワーカーは、前項の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 児童等、保護者及び教職員等に対する相談、支援、情報提供を行うこと

(2) 学校等における教育環境の整備及び支援体制の構築について、教育現場を支援すること

(3) 教職員等に対する研修を行うこと

(4) 関係機関とネットワークを構築し、あるいは連携し、又は調整を行うことにより、総合的、多面的な対応ができる体制を構築すること

(情報の収集)

第 4 条 スクールソーシャルワーカーは、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、学校等、その他の関係機関及び関係者から資料の提供を受け、若しくは報告又は意見を求めることができる。

2 スクールソーシャルワーカーは、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、学校等と連携して、保護者から情報を収集することができる。

(秘密の保持)

第 5 条 スクールソーシャルワーカーは、職務上知りえた秘密又は個人情報を他人又は他の機関に提供してはならない。その職務を退いた後も同様とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 法令等に基づいて提供する場合

(2) 文京区要保護児童対策地域協議会において調整を図り、関係者あるいは関係機関が連携する場合

(3) 前 2 号の他、スクールソーシャルワーカーがその職務を遂行するため必要がある場合であって、情報共有及び守秘義務に関する協定の締結等、個人情報の保護に配慮した具体的な連携方策が確保されている場合。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育センター所長が定める。

文京区特別支援教育連携協議会設置要綱

22 文教セ第 4 1 9 号平成 23 年 3 月 31 日教育長決定

(設置)

第 1 条 特別支援教育にかかわる区の組織及び関係機関（以下「関係機関等」という。）の連携・協力体制を構築し、区の区域内に住所を有する幼児、児童及び生徒（以下「対象児」という。）について、障害を早期に把握するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を継続して行うため、文京区特別支援教育連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため次に定める事項を所掌する。

- (1) 乳幼児発達支援連絡会との連携など、関係機関等の連携・協力及び情報共有体制の構築に関する事項
- (2) 区立幼稚園及び区立保育園（以下「園」という。）における特別支援教育及び保育の支援に関する事項
- (3) 区立小学校及び区立中学校（以下「学校」という。）における特別支援教育の支援に関する事項
- (4) 前 3 号のほか区の特別支援教育の推進に関して必要と認める事項

(構成)

第 3 条 協議会は、別表第 1 に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、教育推進部長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置き、教育センター所長の職にある者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(運営)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第 6 条 協議会のもとに幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第 2 に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、協議会の所掌事項にかかる実務的な問題について調整し、協議会の運営を補佐する。
- 4 幹事会は、副会長が招集する。

(専門家チーム)

第 7 条 協議会のもとに特別支援教育に係る技術的な支援を行う組織として専門家チームを置き、必要に応じて園及び学校に派遣する。

- 2 専門家チームは、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 対象児の状態に関する判断及び教育的対応への専門的意見の提示、助言
 - (2) 園及び学校等における支援会議等の運営支援
 - (3) 園及び学校等における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成支援
- 3 専門家チームの構成は、別表第 3 に掲げる者のうちから、個別の事案に応じて教育センターの教育相談コーディネーターが調整する。

(部会)

第 8 条 協議会は、協議会の運営及び活動に関する事項を調査・検討するため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長から下命された事項について調査・検討し、会長に報告するものとする。

3 部会の構成員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会の会務を総理する。

(所掌事項等の見直し)

第9条 協議会の所掌事項及び協議会の構成等については、協議会の活動状況を踏まえて必要な見直しを行う。

(守秘義務)

第10条 協議会、幹事会、専門家チーム及び部会を構成する者は、その活動において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の庶務は、教育センターにおいて処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

特別支援教育連携協議会委員

所 属	職 名
教育推進部	教育推進部長
	教育センター所長
	教育指導課長
	幼稚園長会会長
	小学校校長会会長
	中学校校長会会長
福祉部	障害福祉課長
	福祉センター所長
男女協働子育て支援部	子育て支援課長
	児童青少年課長
	保育課長
	保育園長会代表
	男女協働・子ども家庭支援センター担当課長
保健衛生部	健康推進課長
	保健サービスセンター所長
関係機関	都立王子特別支援学校校長
	都立王子第二特別支援学校校長
	都立北特別支援学校校長
	筑波大学附属大塚特別支援学校校長
その他	医師、学識経験者その他会長が必要と認めた者2名以内

別表第2（第6条関係）

幹事会の構成員

所 属	職 名
教育推進部	教育センター所長
	教育指導課長
	教育指導課統括指導主事
福祉部	障害福祉課長
	福祉センター所長
男女協働子育て支援部	子育て支援課長
保健衛生部	保健サービスセンター所長

別表第3（第7条関係）

専門家チームの構成員

区 分	所 属	職 名
教育推進部	教育指導課	指導主事、特別支援教育担当主査
	教育センター	教育相談員
	通級学級（小学校・中学校）	教員
	巡回相談事業	巡回相談員
福祉部	福祉センター	療育相談員、専門療法士
関係機関	都立王子特別支援学校	教員
	都立王子第二特別支援学校	教員
	都立北特別支援学校	教員
	筑波大学附属大塚特別支援学校	教員
	その他	医師、大学教員等

文京区適応指導教室運営要領

23 文教教セ第 371 号 平成 24 年 3 月 30 日 教育推進部長決定

24 文教教セ第 374 号 平成 25 年 3 月 29 日 教育推進部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、文京区教育委員会教育センター総合教育相談事業運営要綱（21 文教セ第 535 号 平成 22 年 3 月 25 日教育長決定）第 5 条の規定により設置するふれあい学級（適応指導教室）（以下「学級」という。）の運営について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 学級は、心理的要因等によって不登校となっている文京区立小・中学校に在籍する児童・生徒について、情緒の安定、集団生活への適応、基本的生活習慣の改善、基礎学力の補充等を目的とした相談・適応指導（学習支援を含む。以下同じ。）を行うことにより、児童・生徒の学校復帰を支援するとともに、社会的自立を促すことを目的とする。

2 学級は、前項のほか、総合教育相談事業内の不登校対応チームその他関係機関と連携し、不登校状態となりあるいはその恐れのある児童・生徒を支援するため、学校、家庭等に対する助言、援助を行う。

(対象者)

第 3 条 教育センター所長は、次の者を入級させることができる。

(1) 文京区立小・中学校に在籍する小学校 4 年生以上の児童及び生徒であって、長期に学校を欠席している者その他本人及び保護者が希望する者。

(2) その他、教育センター所長が特に認める者

(入級)

第 4 条 入級を希望する児童・生徒の保護者は、別記様式により教育センター所長に入級の申し込みをしなければならない。

2 学級は、入級を希望する児童・生徒に対し、前項の申し込み在先立ち体験通級をさせることができる。

3 学級は、児童・生徒の入級に際して、本人及び保護者と在籍校との関係の調査や当事者の意向を確認するほか、学級指導員、在籍校関係者等による入級支援会議を開催して児童・生徒の実情等の的確な見極め（アセスメント）に努めるものとする。

(出欠の取扱い)

第 5 条 学級への出席については、在籍校の校長は指導要録上の出席扱いとすることができる。

(通級の継続)

第 6 条 学級への通級は、年度単位とする。

2 通級の継続を希望する児童・生徒及び保護者は、在籍校と協議の上、各年度の当初に別記様式を改めて提出することにより教育センター所長に申し出るものとする。

(退級)

第 7 条 退級は、本人若しくは保護者の申し出によるほか、教育センター所長は本人の通級の状況により退級と認めることができるものとする。

2 学級が退級の申出を受け、又は退級を確認したときは、速やかに教育相談コーディネーター及び在籍校にその旨を通知する。

(教育相談コーディネーターの役割)

第 8 条 教育相談コーディネーターは入級手続きを統括する。

2 教育相談コーディネーターは、対象となる児童・生徒の状態や環境を見極めるとともに、入級の前後を通して相談・適応指導が適切かつ円滑に実施されるよう指導員等に対する指導・助言を行う。

(指導方針等)

第9条 学級への受け入れ及び相談・適応指導は、人命や人格を尊重するとともに共感的な理解に立ち、児童・生徒の自立を支援する立場から実施するものとする。

2 学習支援は、児童・生徒が自らの学習課題を自主的に学習することを基本とする。ただし、学習の遅れやつまづきの解消を図るため、在籍校と連絡をとり、児童・生徒の実情に応じた指導と支援を行う。

3 指導は、自立心の醸成、社会性・協調性の伸長など全人的な成長を図ることをねらいとして、児童・生徒の実情に応じて個別指導あるいは集団指導により、学習活動、課外活動、体験活動、交流活動及びSSTなどの心理的支援を行う。

(指導体制)

第10条 学級には、指導員、カウンセラー（以下「指導員等」という。）を置くとともに、相談・適応指導の必要に応じてボランティアを受け入れる。

2 指導員は、適応指導に必要な知識、経験又は技能を有し、かつ学級の役割を理解しその職務を行うことについて熱意と識見を有する者をもって充てる。

3 カウンセラーは、児童・生徒との交流、面接、心理教育等により、情報収集、行動観察、心理アセスメント及び児童・生徒の状態の改善を行う専門職員とする。

(研修等)

第11条 指導員及びカウンセラーは、その職務を遂行するために必要な知識、技能の習得及び向上のため、自己啓発に努めるとともに研修等を活用し職務能力の向上に努めなければならない。

(施設・設備)

第12条 学級は、相談・適応指導を適切に行うため保健衛生上、安全上及び管理上必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

2 学級は、集団活動、個別指導、面接相談等のための施設及び職員室を備えるほか、スポーツ活動、体験活動等の実施について配慮するものとする。

3 学級は、教科用図書及び児童・生徒用図書その他情報教育用機器等を整備するなど、児童・生徒の教育的環境の整備に配慮するものとする。

(学校等との連携)

第13条 指導員等は、児童・生徒の支援を行うにあたり、本人の状況に応じて在籍校及び総合教育相談事業内の各事業と緊密に連携し迅速かつ的確な支援体制を構築するものとする。

2 児童・生徒への支援は、入級相談時から入級後及び学校復帰後を通して、本人の状況に応じて継続して行うこととする。

3 指導員等は、児童・生徒の不登校を解消しあるいは予防するため、小・中学校に対する専門的な指導、助言及び啓発を行う。

(他機関等との連携)

第14条 学級は、児童相談所、NPO法人及び医療関係者等と連携・協力し、適切かつ効果的な適応指導および支援を図るものとする。

2 学級は、教育センターの他の事業や社会教育施設等との連携により学習活動、課外活動などの充実を図るものとする。

(守秘義務)

第15条 指導員等は、学級運営及び適応指導に関して知ることができた個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。ただし、通級状況及び学習成果については在籍校長に通知することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育センター所長が定める。

補則

第1条 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

補則

第1条 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

文京区教育センター科学教育事業実施要領

23 文教教セ第 47 号 平成 23 年 4 月 1 日教育長決定

25 文教教セ第 28 号 平成 25 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要領は、文京区教育センター条例（平成 9 年 3 月文京区条例第 13 号）第 2 条第 1 号に基づき、児童・生徒及び保護者の科学に対する豊かな感性及び創造性を育み、科学的な見方及び考え方ができるようにするため、また学校及び教員を支援するために科学教育事業（以下「事業」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教室等)

第 2 条 教育センターは、次の教室等を実施する。

(1) やってみましょう楽しい実験

導入的な内容とし、実験を通して体験的な学習と知的な好奇心を喚起することをねらいとした、短時間でできる実験、ものづくり等を複数設定し、参加者の興味や関心に応じて自由に選択、参加できる教室

(2) 親子理科教室

導入的な内容とし、小学生低学年及び保護者を対象に、観察・実験やものづくりをすることにより、科学の楽しさ、面白さ及びすばらしさを実感し、自然科学への興味・関心を引き起こすことをねらいとした教室

(3) 科学教室

発展的な内容とし、科学に興味・関心のある小学生、中学生及び高校生に、観察・実験やものづくりに取り組む機会を提供することにより、創造性や科学的なものの見方・考え方を培うことをねらいとした教室

ア 科学教室

イ 子ども科学カレッジ

ウ モバイルミュージアム

(4) 学校及び教員支援

ア 出前授業

イ 移動科学教室

(5) パソコン教室

小学生と保護者又は中学生が身近な情報機器であるパソコンに慣れ親しむこと及びパソコンの動作を科学的な見方から学ぶことを主眼とした教室

ア 子どもパソコン教室

イ ジュニア（中学生）パソコン教室

(6) のんびりパソコンルーム

保護者が教育用ソフト等を通してパソコンに慣れ、パソコンを利用した教育に対する理解を深めてもらうことを目的とする教室

(定員)

第 3 条 必要に応じ、教室等の定員を設けるものとする。

(対象)

第 4 条 教室等の実施にあたり、区内に在住又は在学する 5 歳児以上の幼児、小学生・中学生・高校生及び保護者の中から、必要に応じ教室等の対象を設けるものとする。

(費用負担)

第 5 条 第 2 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号の教室の教材に係る経費は、参加者の負担とすることができる。ただし、100 円未満については切り捨てるものとする。

2 保険料、交通費、入園料の実費は、参加者の負担とする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、教室の運営に必要な事項は、教育推進部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日 25文教教セ第28号）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

文京区教育センター運営委員会要領

25文教教セ第40号 平成25年4月23日教育推進部長決定

26文教教セ第151号 平成26年5月2日改正

(目的)

第1条 この要領は、文京区教育センター条例(平成9年3月文京区条例第13号)第4条及び文京区教育センター処務規則(昭和41年10月文教委規則第8号)第2条の規定に基づき、教育センターの円滑な運営を図るために、教育センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 小学校長会長及び中学校長会長
- (2) 幼稚園長会長
- (3) 幼稚園・小学校・中学校の各教育研究会長
- (4) 小学校副校長会長及び中学校副校長会長
- (5) 幼稚園副園長・主任会長
- (6) 教育推進部長
- (7) 教育指導課長
- (8) 教育指導課指導主事
- (9) 教育センター所長
- (10) 教育センター統括指導主事
- (11) 教育相談アドバイザー
- (12) 教員研修専門指導員
- (13) 科学教育専門指導員
- (14) ふれあい学級専門指導員
- (15) 教育相談員

(委員長及び副委員長)

第3条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、前条第1号の会長から選出する。

3 副委員長は、前条第1号及び第2号の会長から選出する。

(招集)

第4条 運営委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、副委員長が運営委員会を招集する。

(開催)

第5条 運営委員会は、年2回以上開催する。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、教育センターにおいて処理する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

平成 27 年 7 月 15 日発行

平成 26 年度版 文京区教育センター紀要

編集・発行 文京区教育委員会文京区教育センター
文京区湯島四丁目 7 番 10 号
電話 03-5800-2591
E-mail b704000@city.bunkyo.lg.jp
URL <http://www.bunkyo-tky.ed.jp/ed-center/>